

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底 ○ 国民の意識啓発 ① 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を定着させ、国際的な動向も踏まえつつ、国民運動として一層推進するほか、「男女共同参画週間」、「人権週間」等をも通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。	内閣府、法務省、関係府省	○ 女性に対する暴力をなくす運動(男女共同参画推進本部 毎年 11月12日～25日) ○ 女性に対する暴力に関するシンポジウムを開催(内閣府) ○ テレビ・ラジオの政府広報番組や雑誌広告、広報雑誌等を活用した広報の実施(内閣府) ○ 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークの作成(内閣府 平成14年度～) ○ 広報誌やホームページ等を通じて、配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～) ○ 配偶者からの暴力に関する電話相談キャンペーン事業(内閣府 平成19年11月) ○ 法務省の人権擁護機関では、人権週間(12月4日～10日)の強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、年間を通じて テレビ・出版物による広報、ポスター・パンフレット等の配布、講演会・座談会等を実施(法務省)(5(3)ア③に前掲)	○ 引き続き、女性に対する暴力を根絶するため、積極的に広報啓発を実施。 ○ 女性に対する暴力を運動等をはじめ、各種施策の実施により、積極的に意識啓発を実施。(内閣府) ○ 人権啓発活動を随時実施(法務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等			今後の実施予定
	②加害を予防する観点からは、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。また、暴力によらない問題解決の方法が身につくような教育・学習の充実を進める。	内閣府、法務省、文部科学省、関係府省	○ 女性に対する暴力に関するシンポジウムにおいて、「若い世代の恋人間の暴力を考えよう」をテーマにパネルディスカッションを実施(内閣府 平成19年11月)			○ 予防啓発及び広報の在り方について調査・検討を実施。(内閣府)
			○ 法務省の人権擁護機関では、人権週間(12月4日～10日)の強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、年間を通じて テレビ・出版物による広報、ポスター・パンフレット等の配布、講演会・座談会等を実施(法務省)(5(3)ア③に前掲)			○ 人権啓発活動を随時実施(法務省)
			○ 児童生徒に、非暴力的な問題解決方法や自他の価値を尊重しようとする態度などを身につけさせるため、人権教育を充実。(文部科学省)			○ 引き続き推進予定。(文部科学省)
			○ 社会教育において人権に関する多様な学習機会の充実、普及・啓発を図っている。(文部科学省 平成16年度～)(2(3)②に前掲)			○ 引き続き実施予定。(文部科学省)
			○ 女性の人権に関する授業科目等を開設している大学：平成17年度410大学(約59%) (文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(平成17年度)」より)(文部科学省)			
	③夫婦間における「平手で打つ」(平成15年73.7%)「なぐる	内閣府	○ 男女間における暴力に関する調査(内閣府 平成18年)			○ 平成20年度に同内容の調査を実施予定(内閣府)
				どんな場合でも暴力にあたると思う	暴力にあたる場合も、そうでない場合	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等			今後の実施予定																																		
	ふりをして、おどす」 (平成15年55.5%) の各行為について、 暴力と認識する人の 割合を100%に近 づけることを目指 す。 ○予防啓発プロ グラムの作成 ④暴力の発生を未 然に防ぐため、女性 に対する暴力の加 害者及び被害者と なることを防止する 観点からの予防啓 発プログラムの作 成及びそれを用い た予防のための取 組を進める。	内閣府	<table><tr><td></td><td>力にあたると思う</td><td>も、そうでない場合 もあると思う</td></tr><tr><td>平手で打つ</td><td>56.9%</td><td>37.0%</td></tr><tr><td>足でける</td><td>79.2%</td><td>15.6%</td></tr><tr><td>身体を傷つける可能性のある 物でなぐる</td><td>92.1%</td><td>2.8%</td></tr><tr><td>なぐるふりをして、おどす</td><td>49.0%</td><td>38.6%</td></tr><tr><td>刃物などを突きつけて、おどす</td><td>91.2%</td><td>3.6%</td></tr><tr><td>いやがっているのに性的な行 為を強要する</td><td>69.1%</td><td>23.1%</td></tr><tr><td>見たくないのに、ポルノビデオ やポルノ雑誌を見せる</td><td>51.8%</td><td>32.4%</td></tr><tr><td>何を言っても長時間無視し続け る</td><td>41.2%</td><td>39.1%</td></tr><tr><td>交友関係や電話を細かく監視 する</td><td>37.6%</td><td>41.2%</td></tr><tr><td>「誰のおかげで生活できるん だ」とか「かいしようなし」と言う</td><td>45.6%</td><td>37.6%</td></tr><tr><td>大声でどなる</td><td>37.2%</td><td>47.2%</td></tr></table> ○ 地方公共団体に実践的調査研究の実施を委嘱(内閣 府 平成19年度) ○ 地方公共団体に実践的調査研究の実施を委嘱(内閣 府 平成18年度) ○ 諸外国(米、英、仏)の取組について文献調査を実施 (内閣府 平成18年度) ○ 女性に対する暴力に関するシンポジウムにおいて、 「若い世代の恋人間の暴力を考えよう」をテーマにパネ ルディスカッションを実施(内閣府 平成19年11月)(7		力にあたると思う	も、そうでない場合 もあると思う	平手で打つ	56.9%	37.0%	足でける	79.2%	15.6%	身体を傷つける可能性のある 物でなぐる	92.1%	2.8%	なぐるふりをして、おどす	49.0%	38.6%	刃物などを突きつけて、おどす	91.2%	3.6%	いやがっているのに性的な行 為を強要する	69.1%	23.1%	見たくないのに、ポルノビデオ やポルノ雑誌を見せる	51.8%	32.4%	何を言っても長時間無視し続け る	41.2%	39.1%	交友関係や電話を細かく監視 する	37.6%	41.2%	「誰のおかげで生活できるん だ」とか「かいしようなし」と言う	45.6%	37.6%	大声でどなる	37.2%	47.2%	○ 予防啓発プログラムについて委嘱結果に関する報告 書をまとめる予定。(内閣府)
	力にあたると思う	も、そうでない場合 もあると思う																																						
平手で打つ	56.9%	37.0%																																						
足でける	79.2%	15.6%																																						
身体を傷つける可能性のある 物でなぐる	92.1%	2.8%																																						
なぐるふりをして、おどす	49.0%	38.6%																																						
刃物などを突きつけて、おどす	91.2%	3.6%																																						
いやがっているのに性的な行 為を強要する	69.1%	23.1%																																						
見たくないのに、ポルノビデオ やポルノ雑誌を見せる	51.8%	32.4%																																						
何を言っても長時間無視し続け る	41.2%	39.1%																																						
交友関係や電話を細かく監視 する	37.6%	41.2%																																						
「誰のおかげで生活できるん だ」とか「かいしようなし」と言う	45.6%	37.6%																																						
大声でどなる	37.2%	47.2%																																						

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	イ 体制整備 ○相談・カウンセリング対策等の充実 ①関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、警察においては、女性警察職員が相談や被害の届出を受理する女性相談交番等の相談窓口の整備を図る。検察庁においては、全国の地方検察庁に「被害者支援員」を配置し、被害者等からの相談の対応や情報の提供、被害者支援機関・団体等の紹介、連絡・調整等の各種支援を今後も推進する。	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省	(1)ア②に前掲) ○ 女性に対する暴力をなくす運動におけるポスターやリーフレットの配布(内閣府 毎年11月) ○ 広報誌やホームページ等を通じて配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～) ○ ホームページを通じて、配偶者からの暴力の被害者が外国人であった場合の支援情報を7か国語で提供(内閣府 平成15年度～) ○ 地域の特性、犯罪発生状況等を勘案して「女性相談交番」を指定するなど、女性の警察官が性犯罪等に関する相談や被害の届出に対応。 また、相談者のプライバシーを保護するため、外部からの視線や防音に配慮した相談室の設置等を行い、女性が安心して相談できる環境の整備に努めているほか、相談日や相談時間帯をわかりやすく表示することなどにより相談者の利便に配慮。(警察庁) ○ 各都道府県警察本部に性犯罪に関する相談を受け付ける「性犯罪被害110番」等の相談電話を設置(警察庁) ○ 警察安全相談取扱件数の推移(警察庁) 平成18年 1,394,227件 平成17年 1,448,710件 ○ 従前から被害者支援員に対する研修において、被害者支援員における支援の現状と他機関との連携を含む今後の支援の在り方等に関する講義を実施(法務	○ 引き続き、相談窓口等を周知。(内閣府) ○ 引き続き、相談窓口の整備を促進。(警察庁) ○ 今後とも、被害者支援員に対する研修において、被害者支援員における支援の現状と他機関との連携を含む今後の支援の在り方等に関する講義を実施する予

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	②日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実施する。 ③中・長期にわたる相談、カウンセリング・自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努めていく。	法務省 内閣府、警察庁、厚生労働省	省) ○ 都道府県における婦人保護事業の啓蒙普及(リーフレット作成等)(厚生労働省) 17年度:39カ所、18年度:37カ所 ○ 日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)においては、ドメスティック・バイオレンスやストーカー等犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要とする支援が受けられるよう、①犯罪被害者支援に関する法制度の紹介、②犯罪被害者支援を行っている機関・団体窓口の案内(紹介、取次等)、③犯罪被害者の支援に精通している弁護士の紹介を3本柱とした犯罪被害者支援業務を行っている。また、法律相談を必要とする被害者のうち、一定の資力基準に該当する方には、支援センターが行う民事法律扶助制度を利用した無料法律相談等についての案内を実施。(法務省 平成18年10月～) ○ 専門的な知識や経験を有する者を「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー」を支援センター等に派遣し、相談業務の充実を支援(内閣府 平成17年度～) ○ 警察において、精神的打撃を受けた被害者の回復を支援するため、被害者からの相談を担当する職員を配置し、電話又は面接によるカウンセリングを実施している。また、部外の精神科医、臨床心理士等にカウンセリングの委嘱を実施。(警察庁) ○ 婦人相談所等における心理療法担当職員の配置(厚生労働省 平成14年度～) 婦人相談所 17年度:31カ所、18年度:33カ所	定。(法務省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き、当該施策を実施するとともに、各地において、犯罪被害者支援を行う関係機関・団体との連携強化。(法務省) ○ 引き続き、アドバイザー派遣事業を実施し、支援センター等における相談業務の充実を支援。(内閣府) ○ 引き続き、適切に運用。(警察庁) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	○研修・人材確保 ④職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修に努めていく。司法関係者等に対しても、男女共同参画の視点に立った研修の取組について協力を依頼する。また、引き続き女性に対する暴力事案に従事する女性警察官等の配置の拡大を図る。	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省	○「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」を作成・配布(内閣府 平成19年度) ○研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」(改訂版)を作成・配布(内閣府 平成17年度) ○相談業務の質の向上を図るため、全国の地方公共団体の相談担当者を対象に、配偶者からの暴力被害者支援セミナーを開催(内閣府 平成17年度～) ○専門的な知識や経験を有する者を「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー」を支援センター等に派遣し、相談業務の充実を支援(内閣府 平成17年度～) ○警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の捜査要領等に関する教育を充実。(警察庁) ○警察庁において、性犯罪捜査に従事している者等を対象とした全国レベルの専科教養「性犯罪捜査専科」を実施(警察庁 平成19年度～) ○性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」を各都道府県警察に設置(警察庁) ○性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪捜査指導係」を全ての都道府県警察に設置(平成19年4月現在274名)(警察庁)	○平成19年7月、配偶者暴力防止法の改正法が成立したことに伴い、改正法に対応した手引等の改訂を行う予定。(内閣府) ○引き続き、セミナー開催及びアドバイザー派遣事業を実施し、支援センター等における相談業務の充実を支援。(内閣府) ○引き続き、被害者の立場に立った対応ができるような研修を実施。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
			○ 性犯罪発生時に被害者からの事情聴取等の活動に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として、全ての都道府県警察で指定(平成19年4月現在5,459人)(警察庁) ○ 性犯罪等の被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用を推進(平成19年4月現在262名の女性警察官を鑑識部門に配置)(警察庁) ○ 従前から検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施。(法務省) ○ 更生保護官署職員に対する研修において、配偶者からの暴力の特性及びその防止等に関する講義を実施。(法務省) ○ 入国管理局においては、精神的・身体的に痛手を受けた人身取引の被害者に対して適切に事情聴取を行うよう、職員に対し、WHO作成に係る事情聴取のガイドライン(「トラフィッキング(人身売買)された女性とのインタビューのための倫理と安全性に関する提言」)を利用することなどを指導。(法務省) ○ 人権擁護事務担当職員に対しては、各種研修において、女性に対する人権侵害に関する講義を実施するとともに、人権擁護委員に対しては、「男女共同参画問題研修」を実施。(法務省 平成12年～)(2(3)③に前掲)	○ 今後とも、検察職員に対する各種研修において、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることが出来るよう講義を実施する予定。(法務省) ○ 引き続き、研修を通じて、配偶者からの暴力等に関する更生保護官署職員の理解を深めるように努力。(法務省) ○ 引き続き、入国管理局職員に対して、人身取引被害者への対応等に係る指導を継続。(法務省) ○ 来年度以降も、引き続き実施し、人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員の研鑽に努める。(法務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	⑤各法科大学院において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の育成に	文部科学省	○ 日本司法支援センターでは、コールセンターに犯罪被害者支援専用の電話番号を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する専門担当者が、犯罪被害者の心情に配慮しながら情報提供。また、全国の地方事務所において電話又は面談で情報提供を行う担当職員を対象として、犯罪被害者に二次被害を与えることがないよう、犯罪被害者支援に関する研修を実施し、業務に従事。(法務省 平成18年10月～) ○ 裁判官を含む裁判所職員に対し、従前より、各種研修において、継続的に女性の 인권問題やドメスティック・バイオレンス等に関する講義等を実施していると承知。(法務省) ○ 婦人相談所、婦人保護施設等の職員への専門研修(厚生労働省 平成14年度～) 配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。 ○ 各法科大学院において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の育成に取り組んでいるところ。(文部科学省)	○ 今後とも、研修等を通じてコールセンターオペレータ及び地方事務所担当職員の研鑽に努める。(法務省) ○ 今後とも、裁判官を含む裁判所職員に対し、男女共同参画の視点に立った研修等を実施していく予定と承知。(法務省) ○ 引き続き、当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き各法科大学院の教育の充実。(文部科学省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																																																													
	努めるよう促す。 ○厳正かつ適切な対処の推進 ⑥警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するなどの措置を講じる。 人権擁護機関においては、人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、女性に対する人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のために事案に応じた適切な措置を講じる。	警察庁、 法務省	○ ストーカー事案への対応の強化を図るべく、平成17年11月、法の運用を見直し、迅速な警告と適正に取締り。（警察庁） <table><tr><th colspan="3">1 ストーカー事案に関する相談件数</th></tr><tr><th></th><th>平成17年</th><th>平成18年</th></tr><tr><td>件数</td><td>12,220</td><td>12,501</td></tr><tr><th colspan="3">2 ストーカー事案における女性が被害者となった比率</th></tr><tr><th></th><th>平成17年</th><th>平成18年</th></tr><tr><td>女性比率</td><td>88.7%</td><td>90.4%</td></tr><tr><th colspan="3">3 ストーカー規制法の適用状況</th></tr><tr><th></th><th>平成17年</th><th>平成18年</th></tr><tr><td>警告</td><td>1,133</td><td>1,375</td></tr><tr><td>禁止命令</td><td>22</td><td>19</td></tr><tr><td>援助</td><td>1,569</td><td>1,631</td></tr><tr><td>検挙</td><td>200</td><td>183</td></tr><tr><td>検挙の内訳</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ストーカー</td><td>198</td><td>178</td></tr><tr><td>禁止命令違反</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><th colspan="3">4 他法令による検挙状況</th></tr><tr><th></th><th>平成17年</th><th>平成18年</th></tr><tr><td>総数</td><td>701</td><td>653</td></tr><tr><td>殺人</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>暴行</td><td>38</td><td>44</td></tr><tr><td>傷害</td><td>112</td><td>113</td></tr><tr><td>脅迫</td><td>74</td><td>75</td></tr><tr><td>住居侵入</td><td>117</td><td>103</td></tr><tr><td>器物損壊</td><td>101</td><td>93</td></tr><tr><td>銃刀法違反</td><td>30</td><td>37</td></tr><tr><td>その他</td><td>223</td><td>182</td></tr><tr><th colspan="3">5 その他の対応</th></tr><tr><th></th><th>平成17年</th><th>平成18年</th></tr><tr><td>被害者への防犯指導</td><td>8,031</td><td>8,837</td></tr><tr><td>行為者への指導警告</td><td>2,745</td><td>2,912</td></tr><tr><td>パトロール</td><td>1,224</td><td>1,348</td></tr></table>	1 ストーカー事案に関する相談件数				平成17年	平成18年	件数	12,220	12,501	2 ストーカー事案における女性が被害者となった比率				平成17年	平成18年	女性比率	88.7%	90.4%	3 ストーカー規制法の適用状況				平成17年	平成18年	警告	1,133	1,375	禁止命令	22	19	援助	1,569	1,631	検挙	200	183	検挙の内訳			ストーカー	198	178	禁止命令違反	2	5	4 他法令による検挙状況				平成17年	平成18年	総数	701	653	殺人	6	6	暴行	38	44	傷害	112	113	脅迫	74	75	住居侵入	117	103	器物損壊	101	93	銃刀法違反	30	37	その他	223	182	5 その他の対応				平成17年	平成18年	被害者への防犯指導	8,031	8,837	行為者への指導警告	2,745	2,912	パトロール	1,224	1,348	○ 今後とも被害者の意思を踏まえ、適切な措置を講ずるとともに、被害者に危害が及ぶおそれがある事案については、組織的対応を図り、迅速かつ積極的に措置を実施。（警察庁）
1 ストーカー事案に関する相談件数																																																																																																	
	平成17年	平成18年																																																																																															
件数	12,220	12,501																																																																																															
2 ストーカー事案における女性が被害者となった比率																																																																																																	
	平成17年	平成18年																																																																																															
女性比率	88.7%	90.4%																																																																																															
3 ストーカー規制法の適用状況																																																																																																	
	平成17年	平成18年																																																																																															
警告	1,133	1,375																																																																																															
禁止命令	22	19																																																																																															
援助	1,569	1,631																																																																																															
検挙	200	183																																																																																															
検挙の内訳																																																																																																	
ストーカー	198	178																																																																																															
禁止命令違反	2	5																																																																																															
4 他法令による検挙状況																																																																																																	
	平成17年	平成18年																																																																																															
総数	701	653																																																																																															
殺人	6	6																																																																																															
暴行	38	44																																																																																															
傷害	112	113																																																																																															
脅迫	74	75																																																																																															
住居侵入	117	103																																																																																															
器物損壊	101	93																																																																																															
銃刀法違反	30	37																																																																																															
その他	223	182																																																																																															
5 その他の対応																																																																																																	
	平成17年	平成18年																																																																																															
被害者への防犯指導	8,031	8,837																																																																																															
行為者への指導警告	2,745	2,912																																																																																															
パトロール	1,224	1,348																																																																																															

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																																																																																																										
	処直を講じる。		<table><tr><td>被害者への指導等</td><td>2,740</td><td>2,912</td></tr><tr><td>パトロール</td><td>1,224</td><td>1,348</td></tr><tr><td>他機関等への引継ぎ</td><td>77</td><td>52</td></tr><tr><td>その他</td><td>804</td><td>693</td></tr></table> ○ 配偶者からの暴力事案については、被害者の意思を十分に尊重して対応し、検挙その他適切な措置を講じるとともに、保護命令制度の説明、防犯指導、関係機関・団体の紹介等自衛・対応策の教示を行うなど被害者への支援を実施。（警察庁） <table><tr><td colspan="3">1 配偶者からの暴力相談等の対応件数</td></tr><tr><td></td><td>平成17年</td><td>平成18年</td></tr><tr><td>件数</td><td>16,888</td><td>18,236</td></tr><tr><td colspan="3">2 配偶者暴力事案における女性が被害者となった比率</td></tr><tr><td></td><td>平成17年</td><td>平成18年</td></tr><tr><td>女性比率</td><td>97.6%</td><td>98.8%</td></tr><tr><td colspan="3">3 配偶者暴力防止法に基づく保護命令に係る対応状況</td></tr><tr><td></td><td>平成17年</td><td>平成18年</td></tr><tr><td>医療関係者からの通報</td><td>50</td><td>53</td></tr><tr><td>裁判所から書面の提出要求</td><td>2,025</td><td>2,172</td></tr><tr><td>裁判所からの更なる説明要求</td><td>32</td><td>12</td></tr><tr><td>裁判所からの保護命令通知</td><td>2,178</td><td>2,247</td></tr><tr><td>接近禁止命令のみ</td><td>1,657</td><td>1,722</td></tr><tr><td>子への接近禁止</td><td>879</td><td>986</td></tr><tr><td>退去命令のみ</td><td>4</td><td>8</td></tr><tr><td>接近禁止・退去命令</td><td>517</td><td>517</td></tr><tr><td>子への接近禁止</td><td>329</td><td>350</td></tr><tr><td>保護命令違反の検挙</td><td>73</td><td>53</td></tr><tr><td colspan="3">4 警察が執った措置</td></tr><tr><td></td><td>平成17年</td><td>平成18年</td></tr><tr><td>他法令による検挙</td><td>1,367</td><td>1,525</td></tr><tr><td>殺人</td><td>87</td><td>62</td></tr><tr><td>暴行</td><td>202</td><td>351</td></tr><tr><td>傷害</td><td>887</td><td>908</td></tr><tr><td>住居侵入</td><td>26</td><td>27</td></tr><tr><td>器物損壊</td><td>39</td><td>45</td></tr><tr><td>暴行法違反</td><td>18</td><td>24</td></tr><tr><td>加害者への指導警告</td><td>3,099</td><td>3,353</td></tr><tr><td>警戒活動</td><td>1,471</td><td>1,367</td></tr><tr><td>被害者への防犯指導</td><td>10,451</td><td>11,808</td></tr><tr><td>防犯機器の貸出</td><td>186</td><td>135</td></tr><tr><td>警察本部等からの支援</td><td>641</td><td>533</td></tr><tr><td>①住民基本台帳事務における支援</td><td>1,994</td><td>2,510</td></tr><tr><td>②捜索願への対応</td><td>433</td><td>647</td></tr><tr><td>上記①②両方</td><td>143</td><td>192</td></tr><tr><td>被害防止対策に関する事項についての助言</td><td>177</td><td>104</td></tr><tr><td>加害者への被害防止対策のための必要な連絡</td><td>57</td><td>47</td></tr><tr><td>被害防止対策を行う機関としての警察機関の利用</td><td>56</td><td>73</td></tr><tr><td>その他適当と認める援助</td><td>78</td><td>154</td></tr><tr><td>関係機関への連絡</td><td>2,793</td><td>3,138</td></tr><tr><td>保護命令制度の説明</td><td>10,105</td><td>11,686</td></tr><tr><td>その他</td><td>3,710</td><td>3,332</td></tr></table>	被害者への指導等	2,740	2,912	パトロール	1,224	1,348	他機関等への引継ぎ	77	52	その他	804	693	1 配偶者からの暴力相談等の対応件数				平成17年	平成18年	件数	16,888	18,236	2 配偶者暴力事案における女性が被害者となった比率				平成17年	平成18年	女性比率	97.6%	98.8%	3 配偶者暴力防止法に基づく保護命令に係る対応状況				平成17年	平成18年	医療関係者からの通報	50	53	裁判所から書面の提出要求	2,025	2,172	裁判所からの更なる説明要求	32	12	裁判所からの保護命令通知	2,178	2,247	接近禁止命令のみ	1,657	1,722	子への接近禁止	879	986	退去命令のみ	4	8	接近禁止・退去命令	517	517	子への接近禁止	329	350	保護命令違反の検挙	73	53	4 警察が執った措置				平成17年	平成18年	他法令による検挙	1,367	1,525	殺人	87	62	暴行	202	351	傷害	887	908	住居侵入	26	27	器物損壊	39	45	暴行法違反	18	24	加害者への指導警告	3,099	3,353	警戒活動	1,471	1,367	被害者への防犯指導	10,451	11,808	防犯機器の貸出	186	135	警察本部等からの支援	641	533	①住民基本台帳事務における支援	1,994	2,510	②捜索願への対応	433	647	上記①②両方	143	192	被害防止対策に関する事項についての助言	177	104	加害者への被害防止対策のための必要な連絡	57	47	被害防止対策を行う機関としての警察機関の利用	56	73	その他適当と認める援助	78	154	関係機関への連絡	2,793	3,138	保護命令制度の説明	10,105	11,686	その他	3,710	3,332	○ 平成20年1月11日から施行される改正配偶者暴力防止法を適正に運用し、被害者の立場に立った措置を実施。（警察庁）
被害者への指導等	2,740	2,912																																																																																																																																												
パトロール	1,224	1,348																																																																																																																																												
他機関等への引継ぎ	77	52																																																																																																																																												
その他	804	693																																																																																																																																												
1 配偶者からの暴力相談等の対応件数																																																																																																																																														
	平成17年	平成18年																																																																																																																																												
件数	16,888	18,236																																																																																																																																												
2 配偶者暴力事案における女性が被害者となった比率																																																																																																																																														
	平成17年	平成18年																																																																																																																																												
女性比率	97.6%	98.8%																																																																																																																																												
3 配偶者暴力防止法に基づく保護命令に係る対応状況																																																																																																																																														
	平成17年	平成18年																																																																																																																																												
医療関係者からの通報	50	53																																																																																																																																												
裁判所から書面の提出要求	2,025	2,172																																																																																																																																												
裁判所からの更なる説明要求	32	12																																																																																																																																												
裁判所からの保護命令通知	2,178	2,247																																																																																																																																												
接近禁止命令のみ	1,657	1,722																																																																																																																																												
子への接近禁止	879	986																																																																																																																																												
退去命令のみ	4	8																																																																																																																																												
接近禁止・退去命令	517	517																																																																																																																																												
子への接近禁止	329	350																																																																																																																																												
保護命令違反の検挙	73	53																																																																																																																																												
4 警察が執った措置																																																																																																																																														
	平成17年	平成18年																																																																																																																																												
他法令による検挙	1,367	1,525																																																																																																																																												
殺人	87	62																																																																																																																																												
暴行	202	351																																																																																																																																												
傷害	887	908																																																																																																																																												
住居侵入	26	27																																																																																																																																												
器物損壊	39	45																																																																																																																																												
暴行法違反	18	24																																																																																																																																												
加害者への指導警告	3,099	3,353																																																																																																																																												
警戒活動	1,471	1,367																																																																																																																																												
被害者への防犯指導	10,451	11,808																																																																																																																																												
防犯機器の貸出	186	135																																																																																																																																												
警察本部等からの支援	641	533																																																																																																																																												
①住民基本台帳事務における支援	1,994	2,510																																																																																																																																												
②捜索願への対応	433	647																																																																																																																																												
上記①②両方	143	192																																																																																																																																												
被害防止対策に関する事項についての助言	177	104																																																																																																																																												
加害者への被害防止対策のための必要な連絡	57	47																																																																																																																																												
被害防止対策を行う機関としての警察機関の利用	56	73																																																																																																																																												
その他適当と認める援助	78	154																																																																																																																																												
関係機関への連絡	2,793	3,138																																																																																																																																												
保護命令制度の説明	10,105	11,686																																																																																																																																												
その他	3,710	3,332																																																																																																																																												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定												
	○関係機関の連携の促進 ⑦男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者等施策推進会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の促進に努める。警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の「女性被害者対策分科会」等の場において、被害者	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省	○被害者が女性である人権侵犯事件の新規救済手続開始件数(法務省) <table><tr><th colspan="4">被害者が女性である人権侵犯事件の新規救済手続開始件数(法務省)</th></tr><tr><th>年</th><th>16年</th><th>17年</th><th>18年</th></tr><tr><td>件数</td><td>7,000</td><td>7,372</td><td>6,700</td></tr></table> ○女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の開催(内閣府) ○配偶者からの暴力被害者支援セミナーの開催(内閣府 7(1)イ④に前掲) ○配偶者からの暴力被害者支援アドバイザーの派遣(内閣府 (1)イ④に前掲) ○広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～) ○犯罪被害者等施策推進会議等において、施策の実施の状況の検証、評価及び監視等により、関係施策との適切な連携を実施。(内閣府) ○警察の他、関係機関・団体、県等で構成する「被害者支援連絡協議会」の下、各機関・団体等の緊密な連携と協力により、被害者のニーズに対応した支援活動を推進しているほか、個々の事案において、被害者の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな支援を行うために、警察署を単位とした連絡協議会(被害者支援地域	被害者が女性である人権侵犯事件の新規救済手続開始件数(法務省)				年	16年	17年	18年	件数	7,000	7,372	6,700	○引き続き、適切な処理を講ずるよう努めていく。(法務省) ○引き続き、関係省庁課長会議等において、関係省庁との適切な連携を図る。(内閣府) ○引き続き、セミナー開催及びアドバイザー派遣事業を実施し、支援センター等における相談業務の充実を支援。(内閣府) ○引き続き、犯罪被害者等施策推進会議等において、関係施策との適切な連携を実施。(内閣府) ○引き続き、関係機関との連携を図る。(警察庁)
被害者が女性である人権侵犯事件の新規救済手続開始件数(法務省)																
年	16年	17年	18年													
件数	7,000	7,372	6,700													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。 また、人権擁護機関においても、関係機関との連携・協力を強化する。 さらに、行政だけでなく、民間団体や地域住民等幅広い関係者との連携や地域を挙げての取組が期待されるところであり、特に、女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携、支援に努める。 ⑧女性の名誉と尊厳に関する広く今日的な問題への対応等にも取り組んでいる「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)の事業に対して協力を進めてきている。基金は平成19年に解散するとの方針を発表したこ	外務省	ネットワーク)を構築。 平成19年4月1日現在、被害者支援連絡協議会が47(全都道府県)、被害者支援地域ネットワークが1,210(全警察署数1,211)設置。(警察庁) ○ 婦人相談所等の関係機関との情報及び意見の交換の実施(法務省) ○ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(厚生労働省 平成14年度～) 17年度:43都道府県、18年度:44都道府県 ○ 女性のためのアジア平和国民基金(以下、基金)は、平成15年1月24日の記者会見において平成19年をもって解散する方針を既に発表し、平成17年度、平成18年度においては、主に、解散に向けた総括・整理の作業を行った。平成17年度、平成18年度における女性の尊厳分野に関する事業は、これまでの基金の女性尊厳事業の成果を纏めた冊子『『女性の人権』とアジア女性基金』の発行及び公開シンポジウム『女性に対する暴力暴力を未然に防ぐために』(平成18年2月18日開催)等を実施。(外務省)	○ 今後も引き続き、関係機関との連携・協力の強化を図っていく。(法務省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	とを受け、解散に向けた総括・整理への支援など、引き続き協力を行っていく。 ○法的対応 ⑨女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともにその周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その趣旨や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省	○ 地方公共団体の担当者に対し、改正配偶者暴力防止法に関する説明会を実施(内閣府 平成19年8月) ○ 改正配偶者暴力防止法の改正点のポイントについて事前広報を実施(内閣府 平成19年) ○ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」(改訂版)を作成・配布(内閣府 平成17年度)(7(1)イ④に前掲) ○ 配偶者暴力防止法の内容を解説したパンフレット「STOP THE 暴力」及びビデオを作成・配布(内閣府 平成16年度) ○ 女性に対する暴力に関するシンポジウムを開催(内閣府)(7(1)ア①に前掲) ○ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～) ○ 配偶者暴力防止法の改正のポイントについては以下のとおり。 (1)市町村基本計画の策定 配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とする。 (2)配偶者暴力相談支援センターに関する改正 ア 市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支	○ 平成19年7月、配偶者暴力防止法の改正法が成立したことに伴い、改正法に対応した手引等の改訂を行う予定。(内閣府)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
			援センター(以下「支援センター」という。)としての機能を果たすようにすることを市町村の努力義務とする。 イ 支援センターの業務として、被害者の緊急時における安全の確保を明記する。 (3)保護命令制度の拡充 ア 生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令 配偶者からその生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときについても、裁判所は、保護命令を発することとする。 イ 電話等を禁止する保護命令 裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者に対する次に掲げるいずれの行為も禁止する命令を発することとする。 ① 面会の要求、②行動の監視に関する事項を告げること等、③著しく粗野・乱暴な言動、④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)、⑤夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)、⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等、⑦名誉を害する事項を告げること等、⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等 ウ 被害者の親族等への接近禁止命令 配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があるため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することとする。 上記申立ては、被害者の親族等の同意がある場合に限り、することができる。 (4)裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり ○安全・安心まちづくりの推進 ①公共施設や共同住宅等の住居における女性・子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、地方公	警察庁、関係府省	保護命令を発した場合において、申立人が支援センターに相談等した旨の記載が申立書にあるときは、裁判所は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該支援センターに通知することとする。 ○平成17年11月、迅速な警告等を実施するため、ストーカー規制法の運用を見直すとともに、当該見直しに係る通達を警察庁のホームページ上に掲載して周知。(警察庁 平成17年～) ○都道府県における婦人保護事業の啓蒙普及(講演会、ポスター、リーフレット等)(厚生労働省)(7(1)イ①に前掲) ○犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進するため、道路、公園、駐車・駐輪場等の防犯基準や共同住宅に関する防犯上の留意事項をまとめた「安全・安心まちづくり推進要綱」(平成12年2月制定)を平成18年4月に改正し、「道路、公園、駐車・駐輪場等の整備・管理に係る防犯	○引き続きストーカー規制法を適切に運用。(警察庁) ○引き続き、広報活動を推進。(警察庁) ○所要の法整備に関し引き続き検討を実施。(法務省) ○引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○平成20年度においても「安全・安心まちづくり推進要綱」の普及、及びスーパー防犯灯等の整備を推進。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	共同体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを一層推進する。 ○防犯対策の強化 ②女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸	警察庁	上の留意事項」に道路・公共施設等における監視性の確保のための方策を整理した。また、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」には、住宅の開口部の防犯対策として防犯性能の高い建物部品の使用を明記するなど、防犯に配慮した公共施設等の整備・管理の推進や住宅の防犯性能の向上を実施。(警察庁 平成18年～) ○ 女性や子どもを含むすべての住民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に資するため、平成13年度から「街頭緊急通報システム」(スーパー防犯灯)の整備を、また、平成14年度からは、「子ども緊急通報装置」の整備を推進している。平成18年度末現在、スーパー防犯灯が27都道府県87地区737基、子ども緊急通報装置が47都道府県63地区417基整備。(警察庁) ○ 地域警察官は、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っており、パトロールに当たっては、不審な者に対する職務質問、危険個所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業所に対する防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を実施。(警察庁) ○ 平成17年度から、活動拠点を設置して行われる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」モデル事業を全国で実施しており、パトロールに必要な装備品の貸与等を実施。(警察庁 平成17年～) ○ 犯罪被害者からの要望がある場合には、交番・駐在所の地域警察官がその受持区内に居住する犯罪被害者を訪問し、被害の回復、拡大防止等に関する情報の提	○ 引き続き、パトロールを強化。(警察庁) ○ 引き続き、情報提供等地域に密着した防犯活動を展開。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。 ③女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開する。 ○女性に対する暴力を容認しない社会環境の醸成等 ④女性に対する暴力を助長するおそれのあるわいせつ	警察庁 警察庁、関係府省	供、防犯上の指導連絡等を実施。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を実施。(警察庁) ○各都道府県警察のホームページ上にそれぞれ地域ごとの女性被害相談窓口への連絡手段や犯罪発止情報、防犯対策情報等を掲載。また、携帯電話電子メールによる情報発信を行うなどして地域住民に向けて、警察の有する犯罪発生情報や防犯対策情報を提供。(警察庁) ○都道府県警察では、ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法情報・有害情報の有無を調査するサイバーパトロールを実施しているほか、違法情報・有害情報を	○引き続き、地域警察官による訪問・連絡活動を推進。(警察庁) ○引き続き、情報提供等地域に密着した防犯活動を展開。(警察庁) ○引き続き、各種法令に基づき厳正な取締り等を実施。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	な雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報について、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。 ⑤卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進する。また、様々なメディアにおける性に関する情報の氾濫やテレホンクラブ等の性を売り物とする営業の増加に伴い、特に児童の性的な被害が依然頻発していることから、不法事案の積極的な取締り等による環境浄化を図る。地方公共団体の青少年保護育成条例等について地方公共団体に各種の助言や情報提供を行う。性や暴力に関する有害図書類等が青少年	警察庁、関係府省	発見した場合は各種法令に基づいて、違法行為の検挙、プロバイダーや電子掲示板の管理者に対する削除の要請等を措置。(警察庁) ・サイバー犯罪の検挙状況(わいせつ物頒布等) 19年上半期 84件 18年 192件 17年 125件 ○ 青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界の自主的措置を図るとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りを強化。(警察庁) ○ 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議決定)にもとづき、主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察では、それぞれの繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、性風俗業者による住居へのビラの投げ込み、広告制限区域等における看板の設置等の取締りを強化している。(警察庁) ○ 児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)の取締りと被害少年の発見・保護を推進しており、特に、児童買春や児童ポルノについては、児童買春・児童ポルノ法を積極的に適用し、取締りを強化。(警察庁)	○ 引き続き、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について取締りを強化。(警察庁) ○ 引き続き、福祉犯の取締りを推進。(警察庁)

福祉犯の法令制込人員											
			風俗 営業 違反 正 化	花 春 防 止	児 童 福 祉	児童 買 春 ポ ル ノ 法	労働 基 準 法	職業 安 定 法	労働 物 取 締 及 法	児童 買 春 刑 罰 法	少年 買 春 刑 罰 法
			計								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																																																																																					
	図書類等が青少年に販売されないよう関係団体へ働きかけることなどを推進する。さらに、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進する。 エ 女性に対する暴力に関する調査研究等 ○被害の実態把握 ①女性に対する暴力についての的確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、被害等の実態を把握することを目的とした調査を、今後も定期的・継続的に実施するとともに、既存の統計調査について、統計データの活用や調	内閣府、関係府省	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>化</td><td>正</td><td>社</td><td></td><td></td><td>準</td><td>定</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>法</td><td>法</td><td>法</td><td>・厚</td><td>法</td><td>法</td><td>法</td><td>び毒</td><td>前</td><td>法</td><td>護</td><td>青</td><td>ト出</td><td>他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">18年送致人員</td><td>6,332</td><td>949</td><td>82</td><td>548</td><td>1,490</td><td>98</td><td>102</td><td>209</td><td>144</td><td>2,483</td><td>48</td><td>379</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td colspan="5">17年送致人員</td><td>6,011</td><td>858</td><td>120</td><td>565</td><td>1,336</td><td>110</td><td>92</td><td>327</td><td>200</td><td>2,110</td><td>17</td><td>276</td><td colspan="7"></td></tr></table> ○ 青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類に対する取締りの推進。(警察庁) ○ ホームページにおいて、国及び地方公共団体が実施した女性に対する暴力に関する調査研究一覧を提供(調査結果をホームページ上で公表しているものについては、当該ホームページとリンク)(内閣府 平成15年度～) ○ 男女間における暴力に関する調査(内閣府 平成18年4月) ・配偶者からの被害経験 <table><tr><td></td><td colspan="3">女性</td><td colspan="3">男性</td></tr><tr><td></td><td>何度もあった</td><td>1、2度あった</td><td>(計)</td><td>何度もあった</td><td>1、2度あった</td><td>(計)</td></tr><tr><td>A 身体に対する暴行を受けた</td><td>5.8%</td><td>20.8%</td><td>26.7%</td><td>1.3%</td><td>12.4%</td><td>13.8%</td></tr></table>						化	正	社			準	定																		法	法	法	・厚	法	法	法	び毒	前	法	護	青	ト出	他						18年送致人員					6,332	949	82	548	1,490	98	102	209	144	2,483	48	379								17年送致人員					6,011	858	120	565	1,336	110	92	327	200	2,110	17	276									女性			男性				何度もあった	1、2度あった	(計)	何度もあった	1、2度あった	(計)	A 身体に対する暴行を受けた	5.8%	20.8%	26.7%	1.3%	12.4%	13.8%	○ 引き続き、有害図書類に対する取締りを推進。(警察庁) ○ 平成20年度に同内容の調査を実施予定(内閣府)
						化	正	社			準	定																																																																																																													
						法	法	法	・厚	法	法	法	び毒	前	法	護	青	ト出	他																																																																																																						
18年送致人員					6,332	949	82	548	1,490	98	102	209	144	2,483	48	379																																																																																																									
17年送致人員					6,011	858	120	565	1,336	110	92	327	200	2,110	17	276																																																																																																									
	女性			男性																																																																																																																					
	何度もあった	1、2度あった	(計)	何度もあった	1、2度あった	(計)																																																																																																																			
A 身体に対する暴行を受けた	5.8%	20.8%	26.7%	1.3%	12.4%	13.8%																																																																																																																			

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																												
	査項目の見直しの検討などにより、性別データの収集、整備、提供に努める。 ○加害者に関する研究等 ②再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者について、矯正施設に収容された者や保護観察に付された者等を対象とする加害者の特性により対応した指導・教育方法の調査研究を引き続き実施し、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。	法務省	<table><tr><td>行を受けた</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた</td><td>5.3%</td><td>10.8%</td><td>16.1%</td><td>1.6%</td><td>6.5%</td><td>8.1%</td></tr><tr><td>C 性的な行為を強要された</td><td>5.2%</td><td>10.0%</td><td>15.2%</td><td>0.1%</td><td>3.3%</td><td>3.4%</td></tr><tr><td>配偶者からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある</td><td>10.6%</td><td>22.6%</td><td>33.2%</td><td>2.6%</td><td>14.8%</td><td>17.4%</td></tr></table> ・配偶者暴力防止法の認知度 ・法律があることも、その内容も知っている 13.3% ・法律があることは知っているが、内容はよく知らない 66.2% ・法律があることも、その内容も知らなかった ○ 刑事施設においては、現在、被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者については、個々の受刑者の状況に応じ、「被害者の視点を取り入れた教育」を実施したり、講話や視聴覚教材等を通して、被害者及びその家族等の感情を理解させ、罪障感を養うための指導を実施。個々の女性に対する暴力加害者の状況や問題性を考慮した上で、必要性が認められれば、個別にこれらの指導を実施。（法務省） ○ 暴力犯罪を繰り返している仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のうち、家庭内暴力を含む特定の類型に該当する者に対して保護観察官の直接的関与を強化して改善更生を促進。（法務省 平成19年8月～）	行を受けた							B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた	5.3%	10.8%	16.1%	1.6%	6.5%	8.1%	C 性的な行為を強要された	5.2%	10.0%	15.2%	0.1%	3.3%	3.4%	配偶者からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある	10.6%	22.6%	33.2%	2.6%	14.8%	17.4%	○ 引き続き、他の犯罪加害者を対象とする処遇プログラムの実施状況や加害者に関する調査研究結果を踏まえ、処遇内容や方法を検討し、女性に対する暴力加害者に対する処遇の充実化を実施。（法務省） ○ 暴力事犯仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のうち、特に必要と認められる者に対する暴力防止プログラムの実施。（法務省）
行を受けた																																
B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた	5.3%	10.8%	16.1%	1.6%	6.5%	8.1%																										
C 性的な行為を強要された	5.2%	10.0%	15.2%	0.1%	3.3%	3.4%																										
配偶者からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある	10.6%	22.6%	33.2%	2.6%	14.8%	17.4%																										

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																
	③配偶者からの暴力の加害者の更生については、被害者の安全の確保を第一に考えつつ、配偶者暴力防止法の規定に基づき、加害者更生プログラムのあり方等について調査研究を推進する。	内閣府、法務省	○「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」としてDV防止法違反事件を取り上げ、加害者に対する有効な矯正処遇及び社会内処遇の方策について検討するための基礎的な資料を提供するため、加害者の特性、被害者との関係等について調査するなどの研究を実施(法務省 平成18, 19年度)。 ○ 配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究(内閣府) 19年度 アジアにおける取組を調査(見込み) 18年度 国内、海外の加害者更生プログラムの実施状況を把握 17年度 有識者からなる検討委員会を設置し、H16年度の試行結果を踏まえ、加害者更生の可能性及び限界について検討																	
(2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項 ○関係施策の積極的な推進 ①配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び	内閣府、警察庁、法務省、	○ 各都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置状況(内閣府 平成14年4月～) <table><tr><td></td><td>H14.4</td><td>H15.4</td><td>H16.4</td><td>H17.5</td><td>H18.5</td><td>H19.4</td><td>H19.8</td></tr><tr><td>婦人相談所</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td></tr></table>		H14.4	H15.4	H16.4	H17.5	H18.5	H19.4	H19.8	婦人相談所	47	47	47	47	47	47	47	○ 平成20年1月11日、改正法施行にあわせ、基本方針改定予定(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)
	H14.4	H15.4	H16.4	H17.5	H18.5	H19.4	H19.8													
婦人相談所	47	47	47	47	47	47	47													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																																								
	被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を積極的に推進する。 ○関係機関の連携協力 ②被害者の保護及び自立支援を図るため、被害者の保	厚生労働省、関係府省 内閣府、警察庁、法務省、	<table><tr><td>婦人相談所</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td></tr><tr><td>女性センター</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>19</td><td>19</td></tr><tr><td>福祉事務所</td><td>20</td><td>20</td><td>22</td><td>34</td><td>59</td><td>81</td><td>81</td></tr><tr><td>児童相談所</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td></tr><tr><td>その他(支庁等)</td><td>0</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>19</td><td>21</td><td>22</td></tr><tr><td>合計</td><td>87</td><td>103</td><td>106</td><td>120</td><td>152</td><td>177</td><td>178</td></tr></table> ○ 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数調べ(内閣府) (単位:件) <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td></tr><tr><td>女性</td><td>35,797</td><td>43,054</td><td>49,107</td><td>51,770</td><td>58,020</td></tr><tr><td>男性</td><td>146</td><td>171</td><td>222</td><td>375</td><td>508</td></tr><tr><td>合計</td><td>35,943</td><td>43,225</td><td>49,329</td><td>52,145</td><td>58,528</td></tr></table> ○ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～) ○ 平成16年11月に発出した通達に基づき、引き続き、基本方針に沿った各種施策を積極的に推進。(警察庁) ○ 一時保護委託制度の創設(厚生労働省 平成14年度～) 一時保護委託契約施設数 18年:229施設、19年:256施設(各年4月1日現在) ○ 女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の開催(内閣府)(7(1)イ⑦に前掲)	婦人相談所	47	47	47	47	47	47	47	女性センター	12	13	14	16	18	19	19	福祉事務所	20	20	22	34	59	81	81	児童相談所	8	8	8	8	9	9	9	その他(支庁等)	0	15	15	15	19	21	22	合計	87	103	106	120	152	177	178		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	女性	35,797	43,054	49,107	51,770	58,020	男性	146	171	222	375	508	合計	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528	○ 平成19年の配偶者暴力防止法の一部改正に伴う新たな基本方針の策定に当たり、「基本方針改定に関するワーキングチーム」等への参加など積極的に新基本方針の策定に参画している。また、新基本方針策定後は、新たな基本方針に沿った施策を積極的に推進することとしている。(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省 平成19年～) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)
婦人相談所	47	47	47	47	47	47	47																																																																					
女性センター	12	13	14	16	18	19	19																																																																					
福祉事務所	20	20	22	34	59	81	81																																																																					
児童相談所	8	8	8	8	9	9	9																																																																					
その他(支庁等)	0	15	15	15	19	21	22																																																																					
合計	87	103	106	120	152	177	178																																																																					
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度																																																																							
女性	35,797	43,054	49,107	51,770	58,020																																																																							
男性	146	171	222	375	508																																																																							
合計	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528																																																																							

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。 ○地方公共団体の取組に対する支援 ③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成その他地方公	厚生労働省、関係府省 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省	○ 関係省庁によるワーキングチームを結成し、基本方針改定の審議を実施(内閣府 平成19年9月～10月) ○ 男女用同参画推進本部の下に設置された「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」に積極的に参加し、関係行政機関相互の連携を深め、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進。(警察庁) ○ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(厚生労働省 14年度～)(7(1)イ⑦に前掲) 17年度:43都道府県、18年度:44都道府県 ○ 生活保護の実施に当たり、被害者(申請者)の生活状況や扶養関係について把握する際には、関係機関と連携協力し関係機関から情報を得る等により、被害者に更なる被害が生じることや、被害者の居所が加害者に知られないよう十分配慮されるよう各地方公共団体に通知。(厚生労働省 16年度) ○ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～) ○ 基本方針改定についての説明会を開催予定(内閣府 平成20年)	○ 今後とも、関係機関が連携して被害者の保護等に取り組む。(警察庁) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	共同体における関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。 ○民間団体等との連携 ④配偶者暴力防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針等を踏まえて、地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図る。また、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省	○各都道府県警察に対し、都道府県の計画策定に参画し、基本方針を踏まえた適切な事項が盛り込まれるように指導。(警察庁) ○厚生労働省が主催する全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会等研修会の中の行政説明等において、関係施策の推進等を実施。(厚生労働省) ○広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～) ○「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」を作成(内閣府 平成19年度)(7(1)イ④に前掲) ○研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」(改訂版)を作成(内閣府 平成17年度)(7(1)イ④に前掲) ○警察の他、関係機関・団体、県等で構成する「被害者支援連絡協議会」の下、各機関・団体等の緊密な連携と協力により、被害者のニーズに対応した支援活動を推進しているほか、個々の事案において、被害者の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな支援を行うために、警察署を単位とした連絡協議会(被害者支援地域ネットワーク)を構築している。平成19年4月1日現在、被害者支援連絡協議会が47(全都道府県)、被害者支援地域ネットワークが1,210(全警察署数1,211)設置。(警察庁)(7(1)イ⑦に前掲)	○今後とも、各都道府県警察に対し、計画策定に参画するよう指導。(警察庁) ○引き続き、関係施策を推進。(厚生労働省) ○平成19年7月、配偶者暴力防止法の改正法が成立したことに伴い、改正法に対応した手引等の改訂を行う予定。(内閣府) ○今後とも、関係機関等と連携を図る。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	○被害者に対する職務関係者の配慮の徹底 ⑤被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身ともに傷ついていることに留意し、不適切な対応により、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することを徹底する。	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省	○ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ⑦に前掲) 17年度:43都道府県、18年度:44都道府県 ○ 一時保護委託制度の創設(厚生労働省 平成14年度～)(7(2)ア①に前掲) 一時保護委託契約施設数 18年:229施設、19年:256施設(各年4月1日現在) ○ 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き～二次的被害を与えないために～」を作成、全国の地方公共団体、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター等に配布。(内閣府)(7(1)イ④に前掲) ○ 各級警察学校において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育、専門分野に任官する警察官に対する部門別任用時教育、昇任した警察職員に対する昇任時教育、被害者対策に従事する警察職員に対する専科等の教育において、配偶者からの暴力事案の特性等を理解させるなど被害者対策の教育を行って	○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 平成19年7月、配偶者暴力防止法の改正法が成立したことに伴い、改正法に対応した手引等の改訂を行う予定。(内閣府) ○ 今後とも、被害者の心身の状況、そのおかれた環境等を踏まえ、人権を尊重し対応。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	⑥配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人(在留資格の有無を問わない。)や障害のある人も当然含まれていることに十分留意しつつ、その立	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省	る。また、警察署等の職場においては、集合時等の機会を利用した教育、警察本部主管課指導者による巡回指導、部外専門家による講演会等を実施し、被害者対策の教育を行っている。(警察庁)。 ○ 犯罪被害者等基本計画の策定や「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の制定の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の心情等に配慮し、適切な対応をするよう努めている。(法務省) ○ 従前から検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施。(法務省)(7(1)イ④に前掲) ○ 婦人相談所、婦人保護施設等の職員への専門研修(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ④に前掲) 配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。 ○ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～) ○ 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」を作成(内閣府 平成19年度)(7(1)イ④に前掲) ○ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」(改訂版)を作成(内閣府 平成17年度)(7(1)イ④に前掲)	○ 今後も犯罪被害者等の心情等に配慮し、適切に対応。(法務省) ○ 今後とも、検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施する予定。(法務省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 平成19年7月、配偶者暴力防止法の改正法が成立したことに伴い、改正法に対応した手引等の改訂を行う予定。(内閣府)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	場に配慮することを徹底する。 イ 相談体制の充実 ○配偶者暴力相談支援センターの取組 ①配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受け	内閣府、厚生労働省	○平成16年11月に発出した通達に基づき、引き続き、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するように配慮。(警察庁) ○従前から検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施(法務省)(7(1)イ④に前掲) ○婦人相談所、婦人保護施設等の職員への専門研修(厚生労働省 14年度～)(7(1)イ④に前掲) ・配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。 ○広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～) ○「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」を作成(内閣府 平成19年度)(7(1)イ④に前掲)	○今後とも、被害者の心身の状況、その置かれた環境等を踏まえ、人権を尊重し対応。(警察庁) ○今後とも、検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施する予定。(法務省) ○引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○平成19年7月、配偶者暴力防止法の改正法が成立したことに伴い、改正法に対応した手引等の改訂を行う予定。(内閣府)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	ること等、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、都道府県において少なくとも1つの施設で、夜間、休日を問わず対応できるよう促す。 ○警察の取組 ②警察においては、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対	警察庁	○ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」(改訂版)を作成(内閣府 平成17年度)(7(1)イ④に前掲) ○ 配偶者からの暴力被害者支援セミナーの開催(内閣府)(7(1)イ④に前掲) ○ 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザーの派遣(内閣府)(7(1)イ④に前掲) ○ 婦人相談所における休日及び夜間の相談体制の強化(厚生労働省 平成14年度～) 17年度:35カ所、18年度:38カ所 ○ 婦人相談所等における夜間警備体制の強化(厚生労働省 平成14年度～) 婦人相談所 17年度:31カ所、18年度:34カ所 ○ 婦人相談所、婦人保護施設等の職員への専門研修(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ④に前掲) 配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。 ○ 各都道府県警察の相談窓口を利便性を向上させているほか、事情聴取に当たっては、被害者を夫・パートナーから引き離して別室で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を実施。(警察庁)	○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 今後とも、被害者が相談しやすい環境の整備に努める。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																				
	応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等被害者が相談しやすい環境の整備に努める。 ○人権擁護機関の取組 ③人権擁護機関においては、人権相談所や「女性の人権ホットライン」といった専用電話を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言等を行い、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう説示、啓発を行う。 ○相談員等の研修の充実	法務省	○ 各都道府県警察本部に性犯罪に関する相談を受け付ける「性犯罪被害110番」等の相談電話を設置（警察庁）（7(1)イ①に前掲） <table><caption>女性の人権ホットラインの相談内容内訳（法務省）</caption><tr><th>相談内容／年</th><th>16年</th><th>17年</th><th>18年</th></tr><tr><td>暴行・虐待</td><td>2,478</td><td>2,285</td><td>2,241</td></tr><tr><td>強制・強要</td><td>3,086</td><td>2,758</td><td>2,404</td></tr><tr><td>セクシュアル・ハラスメント</td><td>694</td><td>705</td><td>707</td></tr><tr><td>ストーカー</td><td>425</td><td>286</td><td>257</td></tr><tr><td>その他</td><td>20,225</td><td>18,287</td><td>19,676</td></tr><tr><td>合計</td><td>26,908</td><td>24,321</td><td>25,285</td></tr></table> <table><caption>被害者が女性である人権侵犯事件の新規救済手続開始件数（法務省）</caption><tr><th>年</th><th>16年</th><th>17年</th><th>18年</th></tr><tr><td>件数</td><td>7,000</td><td>7,372</td><td>6,700</td></tr></table>	相談内容／年	16年	17年	18年	暴行・虐待	2,478	2,285	2,241	強制・強要	3,086	2,758	2,404	セクシュアル・ハラスメント	694	705	707	ストーカー	425	286	257	その他	20,225	18,287	19,676	合計	26,908	24,321	25,285	年	16年	17年	18年	件数	7,000	7,372	6,700	○ 今後も引き続き実施。（法務省）
相談内容／年	16年	17年	18年																																					
暴行・虐待	2,478	2,285	2,241																																					
強制・強要	3,086	2,758	2,404																																					
セクシュアル・ハラスメント	694	705	707																																					
ストーカー	425	286	257																																					
その他	20,225	18,287	19,676																																					
合計	26,908	24,321	25,285																																					
年	16年	17年	18年																																					
件数	7,000	7,372	6,700																																					

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	④配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や相談員のサポート体制を含む体制の充実に努める。 ウ 被害者の保護及び自立支援 ○被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進 ①警察においては、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者	内閣府、厚生労働省 警察庁	○ 配偶者からの暴力被害者支援セミナーの開催(内閣府)(7(1)イ④に前掲) ○ 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザーの派遣(内閣府)(7(1)イ④に前掲) ○ 婦人相談所、婦人保護施設等の職員への専門研修(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ④に前掲) 配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。 ○ 婦人相談所等における夜間警備体制の強化(厚生労働省 平成14年度～)(7(2)イ①に前掲) 婦人相談所 17年度:31ヵ所、18年度:34ヵ所 ○ 被害者の意思を十分に尊重して対応し、検挙その他適切な措置を講じるとともに、保護命令制度の説明、防犯指導、関係機関・団体との紹介等自衛、対応策の教示を行うなど被害者の支援を実施。(警察庁)(7(1)イ⑥に前掲)	○ 引き続き、配偶者からの暴力被害者支援セミナー、及び配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業を実施。(内閣府) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 平成20年1月11日から施行される改正配偶者暴力防止法を適正に運用し、被害者の立場に立った措置を講ずる。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずる。被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行う。 ○暴力行為からの安全の確保 ②配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策に努める。	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省	○ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供(内閣府 平成14年度～) ○ 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」を作成(内閣府 平成19年度)(7(1)イ④に前掲) ○ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」(改訂版)を作成(内閣府 平成17年度)(7(1)イ④に前掲) ○ 配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、関係する警察職員に周知し、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じるほか、保護命令違反を認めたときは、検挙措置を講じるなど厳正かつ適切に対処。(警察庁) 〔統計〕 平成17年 新受 2,695	○ 平成19年7月、配偶者暴力防止法の改正法が成立したことに伴い、改正法に対応した手引等の改訂を行う予定。(内閣府) ○ 引き続き、適切な運用の実現に努める。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	③被害者を支援している親族や支援者に対しても、ストーカー行為等の規制等に関する法律を適切に運用するなどにより、その安全の確保に努める。 ○医療関係者による早期発見の推進 ④医師その他の医療関係者は、日常の業務を行う中で、	警察庁 厚生労働省	未済 72 既済 2,718(うち認容2,141) 平成18年 新受 2,759 未済 62 既済 2,769(うち認容2,208) 平成13年10月から平成18年12月までに認容された保護命令事件の平均審理期間 12.3日 * 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成19年3月)資料24「配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について(最高裁判所)」による。 ○〔統計〕 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第14条第2項に基づき、婦人相談所が裁判所から書面提出を求められた件数(厚生労働省) 平成17年度 1,179件、平成18年度1,171件 ○ 平成16年1月に発出した通達に基づき、引き続き、配偶者からの暴力事案において、被害者から親族、支援者等に対する暴行、傷害や脅迫、つきまとい等の行為があるとの相談があった場合は、当該被害者の了解を得た上で、親族、支援者等からの事情聴取を実施するよう努め、親族、支援者等自身からつきまとい等について相談がなされた場合には、当該親族、支援者等に対し防犯指導等必要な措置を講じるとともに、ストーカー規制法の適用を積極的に検討。(警察庁) ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)等の趣旨として、医療関係者が、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病に	○ 引き続き、当該統計を実施(厚生労働省) ○ 今後とも、ストーカー規制法等を積極的活用。(警察庁) ○ 引き続き取組を促進(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者に対する研修の実施など、医療関係者による配偶者からの暴力の早期発見のための取組を促進する。 ○一時保護 ⑤被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、婦人相談所による適切かつ効果的な一時保護の実施を促す。また、今後とも、必要に応じ、民間シェルター等との連携を図る。 ⑥高齢者、障害者等である被害者に対し、適切に対応で	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	かかったものの発見及び通報に積極的な対応を求められていることについての周知徹底を図ること等を内容とする通知を各都道府県及び関係団体あてに発出。(平成19年3月16日付け医政総発第0316002号)(厚生労働省) ○ 婦人相談所におけるDV被害者の一時保護の状況(厚生労働省) 17年度:4,438人、18年度:4,565人 ○ 一時保護委託制度の創設(厚生労働省 14年度～)(7(2)ア①に前掲) 一時保護委託契約施設数 18年:229施設、19年:256施設(各年4月1日現在) ○ 配偶者からの暴力被害者に同伴する児童の対応を図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金において婦人相談所一時保護施設の環境改善を実施。(厚生	○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定												
	きるよう、婦人相談所一時保護所の必要な環境改善を進める。 ○心身の健康回復への支援 ⑦被害者は繰り返される暴力の中でPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の障害を抱えることも多く、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあるため、相談・保護にかかわる職員が連携して、医学的又は心理学的な援助を行うよう努める。 ○自立支援 ⑧配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の自立支援のため、就業の促進、住宅の確保、援護、医療保	内閣府、厚生労働省 内閣府、厚生労働省	労働省 平成19年度～) ○ 配偶者からの暴力被害者支援セミナーの開催(内閣府)(7(1)イ④に前掲) ○ 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザーの派遣(内閣府)(7(1)イ④に前掲) ○ 婦人相談所等における心理療法担当職員の配置(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ③に前掲) 婦人相談所 17年度:31カ所、18年度:33カ所 ○ 民間シェルターに対する財政的援助の状況等調査(内閣府 平成13年度～) ○民間シェルター施設数 <table><tr><th>平成13年度</th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th></tr><tr><td>35</td><td>55</td><td>77</td><td>81</td><td>93</td><td>102</td></tr></table> ○民間シェルターに対する財政的援助の実施について	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	35	55	77	81	93	102	○ 引き続き、配偶者からの暴力被害者支援セミナー、及び配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業を実施。(内閣府) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き、各地方公共団体の民間シェルターに対する財政的援助の状況等を把握。(内閣府)
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度											
35	55	77	81	93	102											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																			
	険・国民年金の手続き、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行うとともに、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うよう徹底する。また、必要があれば、その他の措置についても、各々の事情を踏まえ、事案に応じ講じるよう促す。 ⑨配偶者からの暴力への対策として、被害者が自立して生活することに対する支援が重要であることを踏まえ、就業の促進その他被害者の自立を支援するための施策等について、検討を一層進め、必要な措置を講じる。 ○広域的な連携の推進	内閣府、厚生労働省、関係府省	<table><tr><td colspan="7">○民間シェルターに対する財政的援助の実施について</td></tr><tr><td></td><td>平成13年度</td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td></tr><tr><td>援助を行っている地方公共団体</td><td>4都道府県 13市町村</td><td>6都道府県 17市町村</td><td>9都道府県 43市町村</td><td>10都道府県 58市町村</td><td>13都道府県 71市町村</td><td>18都道府県 74市町村</td></tr><tr><td>援助を受けている団体</td><td>18団体 (延べ25団体)</td><td>25団体 (延べ33団体)</td><td>38団体 (延べ88団体)</td><td>45団体 (延べ119団体)</td><td>64団体 (延べ149団体)</td><td>69団体 (延べ165団体)</td></tr><tr><td>援助額</td><td>約3,500万円</td><td>約5,200万円</td><td>約7,400万円</td><td>約9,600万円</td><td>約1億1,100万円</td><td>約1億1,200万円</td></tr></table> ○ 配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する調査を実施(内閣府 平成18年度) ○ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ⑦に前掲) 17年度:43都道府県、18年度:44都道府県 ○ 配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する調査を実施(内閣府 平成18年度)(7(2)ウ⑧に前掲) ○ 身元保証人確保対策事業(厚生労働省 平成19年度～)	○民間シェルターに対する財政的援助の実施について								平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	援助を行っている地方公共団体	4都道府県 13市町村	6都道府県 17市町村	9都道府県 43市町村	10都道府県 58市町村	13都道府県 71市町村	18都道府県 74市町村	援助を受けている団体	18団体 (延べ25団体)	25団体 (延べ33団体)	38団体 (延べ88団体)	45団体 (延べ119団体)	64団体 (延べ149団体)	69団体 (延べ165団体)	援助額	約3,500万円	約5,200万円	約7,400万円	約9,600万円	約1億1,100万円	約1億1,200万円	○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き、関係省庁と連携の上、自立支援策を充実。(内閣府) ○ 引き続き、当該施策を実施(厚生労働省)
○民間シェルターに対する財政的援助の実施について																																							
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度																																	
援助を行っている地方公共団体	4都道府県 13市町村	6都道府県 17市町村	9都道府県 43市町村	10都道府県 58市町村	13都道府県 71市町村	18都道府県 74市町村																																	
援助を受けている団体	18団体 (延べ25団体)	25団体 (延べ33団体)	38団体 (延べ88団体)	45団体 (延べ119団体)	64団体 (延べ149団体)	69団体 (延べ165団体)																																	
援助額	約3,500万円	約5,200万円	約7,400万円	約9,600万円	約1億1,100万円	約1億1,200万円																																	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	⑩地方公共団体を越えた広域的な連携の円滑な推進に向け、費用負担の問題を含め、地方公共団体間において適切に対応できるよう、責任の明確化等を進める。 エ 関連する問題への対応 ○児童虐待への適切な対応 ①児童虐待の防止等に関する法律において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当	内閣府、厚生労働省 厚生労働省	○ 都道府県に対し、広域連携に取り組むよう、通知を发出(内閣府 平成19年度) ○ 被害者に対する生活保護の実施について、当該被害者が、婦人相談所が自ら行う若しくは委託して行う一時保護の施設に入所しているときは、当該被害者を居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護を実施責任を負い、現在地保護を行うこと等について、各地方公共団体に対し通知(厚生労働省 平成16・18年度) ○「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」(平成16年12月28日雇児福発第1228001号)において、配偶者からの暴力被害者の広域的な対応について実施責任及び費用負担の在り方を提示。(厚生労働省) ○ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ⑦に前掲) 17年度:43都道府県、18年度:44都道府県 ○ 婦人相談所におけるDV被害者に同伴する児童の一時保護の状況(厚生労働省) 17年度:5,209人、18年度:5,405人	○ 全国の地方公共団体の取組について、調査を実施し、先進的好事例については情報提供を図るなど、広域連携の充実に努める。(内閣府) ○ 引き続き、当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き、当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き、当該施策を実施(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																		
	たることとされたことを踏まえ、関係機関等の連携を図りつつ、適切な対応に努める。 ○交際相手等からの暴力への対応 ②配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、被害者の保護に努める。	内閣府、厚生労働省、関係府省	○ 男女間における暴力に関する調査(内閣府 平成18年4月) ・交際相手からの暴力被害経験 <table><tr><th></th><th>女性</th><th>男性</th></tr><tr><td></td><td>10歳代、20歳代であった</td><td>10歳代、20歳代であった</td></tr><tr><td>A 身体に対する暴行を受けた</td><td>8.7%</td><td>2.9%</td></tr><tr><td>B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた</td><td>7.2%</td><td>3.1%</td></tr><tr><td>C 性的な行為を強要された</td><td>6.2%</td><td>1.2%</td></tr><tr><td>配偶者からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある</td><td>13.5%</td><td>5.2%</td></tr></table> ○ 配偶者暴力防止法の制定以前から婦人相談所においては、配偶者及び配偶者以外からの暴力被害者についても保護を実施。(厚生労働省)		女性	男性		10歳代、20歳代であった	10歳代、20歳代であった	A 身体に対する暴行を受けた	8.7%	2.9%	B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた	7.2%	3.1%	C 性的な行為を強要された	6.2%	1.2%	配偶者からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある	13.5%	5.2%	○ 平成20年度に同内容の調査を実施予定(内閣府) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)
	女性	男性																				
	10歳代、20歳代であった	10歳代、20歳代であった																				
A 身体に対する暴行を受けた	8.7%	2.9%																				
B 精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた	7.2%	3.1%																				
C 性的な行為を強要された	6.2%	1.2%																				
配偶者からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある	13.5%	5.2%																				
(3)性犯罪への対策の推進	ア 性犯罪への厳正な対処等																					

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	○関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進 ①女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。 ○性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成	警察庁、法務省	○平成18年の強姦(致死傷も含む)の検挙件数は、1,460件(前年比1.2%増) ・平成18年の強制わいせつの検挙件数は、3,779件(前年比0.5%減)(警察庁)	
	②全国の都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充を推進する。	警察庁	○警察庁において、性犯罪捜査に従事している者等を対象とした全国レベルの専科教養「性犯罪捜査専科」を実施(警察庁 平成19年度～)(7(1)イ④に前掲) ○性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」を各都道府県警察に設置(警察庁)(7(1)イ④に前掲) ○性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪捜査指導係」を全ての都道府県警察に設置(平成19年4月現在274名)(警察庁)(7(1)イ④に前掲)	○引き続き、性犯罪捜査員等について、その育成と拡充を推進。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	○性犯罪の潜在化防止に向けた取組 ③「性犯罪被害110番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。 ○精神面の被害への適切な対応	警察庁	○ 性犯罪発生時に被害者からの事情聴取等の活動に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として、全ての都道府県警察で指定(平成19年4月現在5,459人)(7(1)イ④に前掲)(警察庁) ○ 性犯罪等の被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用を推進(平成19年4月現在263名の女性警察官を鑑識部門に配置)(平成19年4月現在)(警察庁)(7(1)イ④に前掲) ○ 各都道府県警察本部に性犯罪に関する相談を受け付ける「性犯罪被害110番」等の相談電話を設置(警察庁)(7(1)イ①に前掲)	○ 引き続き、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																																									
	④性犯罪等の被害者は、精神的にも大きなダメージを負い、PTSD(心的外傷後ストレス障害)や他の様々な精神障害に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握した上、事案に応じた適切な対応を図る。 ○各種の性犯罪への対応 ⑤児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法(強姦罪)及び児童福祉法	警察庁、法務省、関係府省 警察庁、法務省、厚生労働省	○警察庁において、性犯罪捜査に従事している者等を対象とした全国レベルの専科教養「性犯罪捜査専科」を実施(平成19年度～)(警察庁)(7(1)イ④)に前掲) ○各種警察活動を通じた児童虐待事案の早期発見、児童を保護する観点からの厳正な捜査等を実施。(警察庁) <table><caption>児童虐待事件の態様別発生状況</caption><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">総数</th><th colspan="2">身体的虐待</th><th colspan="2">性的虐待</th><th colspan="2">怠慢又は拒否</th><th colspan="2">心理的虐待</th></tr><tr><th>発生件数</th><th>被害児童数</th><th>発生件数</th><th>被害児童数</th><th>発生件数</th><th>被害児童数</th><th>発生件数</th><th>被害児童数</th><th>発生件数</th><th>被害児童数</th></tr><tr><td>16年</td><td>297</td><td>329</td><td>198</td><td>221</td><td>75</td><td>77</td><td>23</td><td>31</td><td>24</td><td>0</td></tr><tr><td>17年</td><td>222</td><td>242</td><td>156</td><td>172</td><td>55</td><td>56</td><td>11</td><td>14</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> <table><caption>児童虐待事件の事種別発生状況</caption><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">総数</th><th rowspan="2">発生件数</th><th rowspan="2">被害児童数</th><th colspan="2">暴力</th><th rowspan="2">監行</th><th rowspan="2">逮捕</th><th rowspan="2">強制わいせ</th><th rowspan="2">児童福祉法・児童虐待防止法違反</th><th rowspan="2">青少年保護育成条例違反</th><th rowspan="2">保護責任者遺棄</th><th rowspan="2">重傷</th><th rowspan="2">死</th></tr><tr><th>被害児童数</th><th>被害児童数</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		総数		身体的虐待		性的虐待		怠慢又は拒否		心理的虐待		発生件数	被害児童数	発生件数	被害児童数	発生件数	被害児童数	発生件数	被害児童数	発生件数	被害児童数	16年	297	329	198	221	75	77	23	31	24	0	17年	222	242	156	172	55	56	11	14	0	0		総数	発生件数	被害児童数	暴力		監行	逮捕	強制わいせ	児童福祉法・児童虐待防止法違反	青少年保護育成条例違反	保護責任者遺棄	重傷	死	被害児童数	被害児童数															○引き続き、事案に応じ適切に対応。(警察庁) ○引き続き、児童虐待事案の早期発見、厳正な捜査等を実施。(警察庁)
	総数		身体的虐待		性的虐待		怠慢又は拒否		心理的虐待																																																																				
	発生件数	被害児童数	発生件数	被害児童数	発生件数	被害児童数	発生件数	被害児童数	発生件数	被害児童数																																																																			
16年	297	329	198	221	75	77	23	31	24	0																																																																			
17年	222	242	156	172	55	56	11	14	0	0																																																																			
	総数	発生件数	被害児童数	暴力		監行	逮捕	強制わいせ	児童福祉法・児童虐待防止法違反	青少年保護育成条例違反	保護責任者遺棄	重傷	死																																																																
				被害児童数	被害児童数																																																																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																
	(児童に淫行をさせる行為)等を適用して、家庭内等における児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなど児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。 ⑥痴漢事犯、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ること等痴漢防止対	警察庁、国土交通省	<table><tr><td></td><td>数</td><td>人</td><td>害</td><td>受</td><td>行</td><td>禁</td><td>違</td><td>つ</td><td>反</td><td>違</td><td>反</td><td>違</td><td>反</td><td>違</td><td>反</td></tr><tr><td>18年</td><td>297</td><td>48</td><td>133</td><td>15</td><td>4</td><td>14</td><td>1</td><td>14</td><td>28</td><td>25</td><td>2</td><td>8</td><td>28</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>17年</td><td>222</td><td>24</td><td>125</td><td>17</td><td>4</td><td>9</td><td>0</td><td>16</td><td>7</td><td>31</td><td>0</td><td>1</td><td>7</td><td>2</td><td>0</td></tr></table> ○ 平成18年の児童福祉法違反事件の通常受理件数は689件、起訴件数は482件(うち公判請求は480件)であり、児童に淫行をさせる等、悪質な行為に対し、厳正な処罰を実現。(法務省) ※児童福祉法違反の件数は、「児童に淫行をさせる行為」以外のものも含んだ数字である。 ○ 児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施。(厚生労働省) ○ 女性被害相談所では、痴漢被害に遭った女性からの相談を受理した場合は、被害実態や発生状況に応じ、被害者に同行して警乗を実施。(警察庁) ○ 各都道府県警察において、事犯の多発時期や多発日時等を踏まえた痴漢防止のキャンペーンや警乗強化日等を設定。(警察庁) ○ 平成19年7月15日から1ヶ月間、鉄道事業者等と連携して、駅構内、車内におけるポスター掲出による痴漢行為等の迷惑行為防止の啓蒙活動を実施。(国土交通省)		数	人	害	受	行	禁	違	つ	反	違	反	違	反	違	反	18年	297	48	133	15	4	14	1	14	28	25	2	8	28	2	0	17年	222	24	125	17	4	9	0	16	7	31	0	1	7	2	0	○ 引き続き、児童福祉法等を適用し、厳正な対処に努めていく。(法務省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き、痴漢事犯の取締りを推進。(警察庁) ○ 引き続き、機会に応じて啓蒙活動等を実施(国土交通省)
	数	人	害	受	行	禁	違	つ	反	違	反	違	反	違	反																																					
18年	297	48	133	15	4	14	1	14	28	25	2	8	28	2	0																																					
17年	222	24	125	17	4	9	0	16	7	31	0	1	7	2	0																																					

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	策を推進する。			
	⑦インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為について、厳正な取締りに努めるなど、IT技術の進展に対応した取組を推進する。	警察庁	○ 都道府県警察では、ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法情報・有害情報の有無を調査するサイバーパトロールを実施し、違法情報・有害情報を発見した場合には、各種法令に基づき違法行為の検挙、プロバイダーや電子掲示板の管理者等に対する削除の要請等を措置。(警察庁)(7(1)ウ④に前掲)	○ 民間活力を活用してサイバーパトロールを強化するとともに、厳正な取締り等に努める。(警察庁)
	⑧盗撮については、女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点に十分配慮し、厳正な取締りに努めつつ、法整備に関する検討をする。	警察庁、法務省	○ 盗撮を含む秩序違反行為について、事案の内容に応じて指導、警告及び検挙を実施。(警察庁)	○ 引き続き、適切な指導取締りを実施。(警察庁)
	⑨ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りに努める。	警察庁	○ 白屋に繁華街で敢行されたポルノ撮影に伴う公然わいせつ事犯を検挙するなど、ポルノ撮影等の際になされる性犯罪について、厳正な取締りを実施。(警察庁)	○ 引き続き、厳正な取締りを実施。(警察庁)
	イ 被害者への配慮等			
	○女性警察官等の配置			

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	①指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置が進められている女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。 ○被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進 ②被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状	警察庁	○被害者に対する支援活動は、事件発生直後から必要となる。そこで、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者への付添い、ヒアリング、説明等の事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」が、各都道府県警察で導入。(警察庁) ○性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」を各都道府県警察に設置(警察庁)(7(1)イ④に前掲) ○性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪捜査指導係」を全ての都道府県警察に設置(平成19年4月現在274名)(警察庁)(7(1)イ④に前掲) ○性犯罪発生時に被害者からの事情聴取等の活動に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として、全ての都道府県警察で指定(平成19年4月現在5,459人)(警察庁)(7(1)イ④に前掲) ○性犯罪等の被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用を推進(平成19年4月現在263人の女性警察官を鑑識部門に配置)(平成19年4月現在)(警察庁)(7(1)イ④に前掲)	○引き続き、適切な運用を実施。(警察庁)
		警察庁、法務省	○被害者の事情聴取に当たっては、警察では、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用する等して、被害者が安心して事情聴取	○引き続き、適切な運用に努める。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	態等に十分配慮する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。 ○被害児童に対する支援活動の推進		に応じられるようにするため、施設の改善を実施。(警察庁) ○ 性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」を各都道府県警察に設置(警察庁)(7(1)イ④に前掲) ○ 性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪捜査指導係」を全ての都道府県警察に設置(平成19年4月現在274名)(警察庁)(7(1)イ④に前掲) ○ 性犯罪発生時に被害者からの事情聴取等の活動に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として、全ての都道府県警察で指定(平成19年4月現在5,459人)(警察庁)(7(1)イ④に前掲) ○ 性犯罪等の被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用を推進(平成19年4月現在)(警察庁)(7(1)イ④に前掲) ○ 性犯罪被害者の精神的負担の軽減を図るため、性犯罪捜査証拠採取セット、ダミー人形の整備を推進(警察庁) ○ 従前から検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施。(法務省)(7(1)イ④に前掲)	○ 今後とも、検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施する予定。(法務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	③性犯罪や家庭内における性的虐待による被害等を受けた児童に対して、その保護と心身に受けた深い傷の回復に向けた支援に努める。 ○診断・治療等に関する支援 ④性暴力被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けられることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、当該施策を実施する。	警察庁、厚生労働省 厚生労働省	○ 少年の心理や特性に関する専門的知識・技能を有する少年補導職員等を立ち合わせるなど被害児童の心情に配慮した事情聴取、関係機関との緊密な連携による被害児童に対するカウンセリングの実施など被害児童の立ち直りに向けたきめ細かな支援等を実施。(警察庁) ○ 児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施。(厚生労働省)(7(3)ア⑤に前掲) ○ 婦人相談所等における心理療法担当職員の配置(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ③に前掲) 婦人相談所 17年度:31カ所、18年度:33カ所 ○ 婦人相談所における同伴児童の対応等を行う指導員の配置(厚生労働省 平成19年度～) ○ 平成18年の医療法改正により、住民等が医療に関する情報を得られ、適切な医療を選択できるよう支援するため、医療機関に関する基本的な情報や提供する医療の内容に関する情報等、一定の情報を住民等に利用しやすい形で提供する制度(医療機能情報提供制度)を設けたところであり、性暴力被害者であれば必要とされるであろう、婦人科、精神科、心療内科等の医療機関の情報についても容易に得ることが可能となるよう措置。 また、併せて医療に関する広告の規制の見直しを行い、これまで認められていなかった性暴力被害者のカウンセリングを実施している旨等の広告を医療機関が行うことが可能となるよう措置。(厚生労働省)	○ 引き続き、被害児童の立ち直りに向けたきめ細かな支援等を実施。(警察庁) ○ 引き続き、当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き、当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き、当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	⑤被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。	警察庁、法務省、関係府省	○ 各都道府県警察において、産婦人科医師会等とのネットワークを構築。(警察庁)	○ 引き続き、産婦人科医師会等とのネットワークを充実強化。(警察庁)
	⑥性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法を含め、検討を行う。	警察庁	○ 全都道府県において、性犯罪被害者等の緊急避妊等に要する経費を措置。(警察庁)	○ 引き続き、適切に運用。(警察庁)
	○被害者等に関する情報の保護			
	⑦被害者等の安全の確保やプライバシーの保護を図るため、現行制度の適切な運用を徹底するとともに、刑事	法務省	○ 第166回国会に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を提出し、平成19年6月に可決・成立。本法律により、①裁判所は、性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷でこれを明らかにしない旨の決定ができる②検察官は、証拠開示の際、被害者の氏名等が明らかにさ	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	裁判手続における被害者等に関する情報の保護を図るための制度の導入について検討する。 ○被害者連絡等の推進 ⑧捜査の状況などを連絡する警察の被害者連絡制度や事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を通知する検察の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供を引き続き促進する。	警察庁、法務省	れることにより、被害者等の名誉が害されるおそれなどがあると認めるときは、弁護人に対し、被害者等の氏名がみだりに他人に知られないようにすることを求めることができるなど、刑事手続における被害者等に関する情報の保護が図られることとなった(平成19年12月26日施行)。(法務省) ○従前から検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施。(法務省)(7(1)イ④に前掲) ○平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画を踏まえ、被害者連絡実施要領等の改正を実施(平成18年12月)。同要領の改正により、被害者連絡の対象犯罪に集団強姦罪、人身売買罪等を追加したほか、被害者連絡の対象者に対し「被害者の手引き」を用いて、刑事手続及び犯罪被害者のための制度についても連絡を行う旨規定(警察庁) ○平成11年4月から、検察庁において、被害者その他の刑事事件関係者に対し、事件の処理結果、公判期日及び刑事裁判の結果等を通知する制度を全国統一の制度として実施。 さらに、平成13年3月からは、被害者等からの希望に応じて、受刑者の出所情報を通知することとし、平成19年12月からは、検察庁、刑事施設及び保護観察所等が連携して、被害者等からの希望に応じて、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知することとした。 また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院及び保護観察所等が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中	○今後とも、検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等を実施する予定。(法務省) ○引き続き、被害者に対する情報提供を促進。(警察庁) ○引き続き、被害者に対する情報提供を実施。(法務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																				
	○専門家の養成等 ⑨被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。	厚生労働省	の処遇状況に関する事項等を通知することとした。（法務省） 被害者等通知制度による通知件数総数及び通知内容内訳 <table><tr><th></th><th>通知総数</th><th>事件の捜査処理</th><th>公判期日</th><th>裁判結果</th><th>受刑者の釈放</th></tr><tr><td>14年</td><td>79,927</td><td>36,220</td><td>18,191</td><td>24,462</td><td>1,054</td></tr><tr><td>15年</td><td>79,454</td><td>33,376</td><td>17,981</td><td>26,715</td><td>1,382</td></tr><tr><td>16年</td><td>80,720</td><td>33,346</td><td>18,578</td><td>26,882</td><td>1,914</td></tr><tr><td>17年</td><td>80,426</td><td>32,074</td><td>19,097</td><td>27,027</td><td>2,228</td></tr><tr><td>18年</td><td>82,489</td><td>32,067</td><td>20,110</td><td>28,022</td><td>2,290</td></tr></table> 本制度について、より国民の理解を得るため、日本語版パンフレット及び法務省ホームページを更新し、また、新たに英語版パンフレットを制作し、パンフレットについては、全国の各検察庁に備え付け、国民に配布するなどしている。 ○ 児童虐待の中核となる児童相談所職員については、所長や児童福祉司について任用資格を定めるとともに、子どもの虹情報研修センターをはじめとして、関係機関において研修を実施しているところ。また、児童虐待防止対策支援事業における「専門性機能強化事業」において、地方自治体が行った研修を補助対象としているところである。（厚生労働省）		通知総数	事件の捜査処理	公判期日	裁判結果	受刑者の釈放	14年	79,927	36,220	18,191	24,462	1,054	15年	79,454	33,376	17,981	26,715	1,382	16年	80,720	33,346	18,578	26,882	1,914	17年	80,426	32,074	19,097	27,027	2,228	18年	82,489	32,067	20,110	28,022	2,290	
	通知総数	事件の捜査処理	公判期日	裁判結果	受刑者の釈放																																			
14年	79,927	36,220	18,191	24,462	1,054																																			
15年	79,454	33,376	17,981	26,715	1,382																																			
16年	80,720	33,346	18,578	26,882	1,914																																			
17年	80,426	32,074	19,097	27,027	2,228																																			
18年	82,489	32,067	20,110	28,022	2,290																																			

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	○関係省庁、関係者等の連携 ⑩これら被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省	○ 婦人相談所、婦人保護施設等の職員への専門研修（厚生労働省 平成14年度～）（7（1）イ④に前掲） 配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。 ○ こころの健康づくり対策研修会（厚生労働省） ・PTSD[心的外傷後ストレス障害]対策専門研修会の実施 18年度は、208名が受講。 13年度から18年度までで合計1,904名が受講 18年度からは、アドバンストコースを設置 ○ 配偶者からの暴力に係る医療関係者向け対応マニュアルの作成状況を調査（内閣府 平成19年度） ○ 17年度より3年計画で行っている「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」では、地域精神保健機関の犯罪被害者支援における関係諸機関との連携に関する調査を実施。（厚生労働省）	○ 引き続き当該施策を実施（厚生労働省） ○ 19年度「こころの健康づくり対策」研修会（厚生労働省） ・通常コース[思春期精神保健対策専門研修会・PTSD対策専門研修会]を病院、診療所、精神保健センター、保健所、児童相談所等に勤務し、精神医療、精神保健福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象として実施する。 ・アドバンストコース PTSD[心的外傷後ストレス障害]対策専門研修会 ○ 引き続き、実態の把握に努め、好事例にあつては、積極的に情報提供を実施。（内閣府） ○ 「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引き(案)」を作成中。（厚生労働省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	ウ 加害者に関する対策の推進等 ○総合的な再犯防止対策の推進 ⑪関係省庁や都道府県警察において、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。	警察庁、法務省	○ 子どもを対象とした暴力的性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先等の出所情報について、法務省から提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯罪の予防や捜査へ活用。(警察庁、平成17年6月～) ○ 警察庁に対し、子どもを対象とする暴力的性犯罪等を犯した受刑者の出所予定年月日、出所後の所在等に関する情報提供を実施(平成17年6月1日～)。平成19年5月31日までに情報提供した対象者数は、303人。(法務省) ○ 警察庁に対し、殺人、強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結びつきやすい特定の罪名等に係る受刑者の出所情報の提供を実施。平成19年5月31日までに情報提供した対象者数は、延べ約4万6,000人。(法務省) ○ 性犯罪による受刑者・保護観察対象者を対象として国内の実態調査を行ったほか、性犯罪者の再犯状況を調査し分析する等の研究を実施。(法務省 平成17年度) ○ 性犯罪対策に先進的に取り組んでいるフランス、ドイツ、英国、米国を対象に、性犯罪の概要、動向及び対策について実地調査を行うなどの研究を実施。(法務省 平成18年度)	○ 引き続き、子どもを対象とした暴力的な性犯罪者の居住状況等の把握に努め、犯罪の予防や捜査の迅速化に努める。(警察庁) ○ 今後も引き続き実施する。(法務省) ○ 性犯罪による受刑者及び保護観察対象者について処遇プログラムの効果に係るデータの集積と分析を実施。(法務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	○その他の加害者対策の推進 ⑫性犯罪の加害者について、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図るとともに、教育プログラムの実施体制等について研究・検討する。	法務省	○ 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、平成18年度から、全国20庁の刑事施設に対象者を集めて、プログラムに基づく処遇を実施。具体的には、同18年5月24日の同法施行後、性犯罪者調査を開始し、同時に、この間指導担当職員の養成を図るための研修を実施した上で、同年9月ころから、調査を終了した者に対し順次指導を開始した。調査の結果、プログラム対象と判定された者は644人であるが、これらの者のうち、刑期等から判断して、プログラム実施の最適時期が平成19年度以降となる者を除き、平成18年度は266名に対して指導を開始。(法務省) ○ 性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官の関与を高めた処遇プログラムを実施している。平成18年度は495人にプログラムの受講を義務付けて実施。(法務省 平成18年4月～)	○ 引き続き、性犯罪再犯防止指導が必要であると判断された者については、出所までの適切な時期にプログラムを実施するとともに、より効果的な指導が実施できるよう指導者の養成に取り組む。(法務省) ○ 引き続きプログラムを実施するとともに、プログラム内容の漸進的向上を目指す。(法務省)
エ 啓発活動の推進	○啓発活動の推進 ①性犯罪の防止のために、女性の人権を尊重する啓発活動に努める。また、学校において、氾濫する情報の中から有益情報の取捨選択ができるような教育を推進する。	内閣府、文部科学省	○ 女性に対する暴力をなくす運動(男女共同参画推進本部 毎年 11月12日～25日)(7(1)ア①に前掲) ○ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施するとともに、全国フォーラム及び調査研究を実施。(文部科学省 平成16年度～) 青少年を取り巻く有害環境対策に係る推進体制を整備	○ 引き続き、女性に対する暴力を根絶するため、積極的に広報啓発を実施。(男女共同参画推進本部) ○ 引き続き実施予定。(文部科学省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
			した都道府県数(累計) 平成16年度:11か所 平成17年度:21か所 平成18年度:28か所 ○ 学習指導要領において、小学校段階では、各教科等の指導に当たって、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ適切に活用する学習活動を充実する」こととしている。中学校・高等学校段階においては、「情報手段を積極的にできるようにするための学習活動の充実」に努める」こととしている。(文部科学省 平成14年度～)	○ 引き続き学習指導要領に基づき指導予定(文部科学省)
(4) 売買春への対策の推進	ア 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援 ○ 売買春の取締りの強化 ① 女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に	警察庁	○ 売春防止法違反検挙件数・検挙人員 平成17年 2,214件1,026人 平成18年 1,863件928人	○ 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の周旋行為等の取締りを継続。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																		
	向け、売春防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ法」という。)等の関係規定を厳正かつ適切に運用し、売春の周旋行為等の取締りの強化を図る。 ○売買春からの女性保護 ②売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導する等、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努める。	厚生労働省	○ 児童買春・児童ポルノ法に基づく児童買春事犯等の取締り及び被害児童の保護を推進。(警察庁) <table><tr><th colspan="7">児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況</th></tr><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">件 数</th><th colspan="3">人 員</th></tr><tr><th>計</th><th>児童買春</th><th>児童ポルノ</th><th>計</th><th>児童買春</th><th>児童ポルノ</th></tr><tr><td>18年</td><td>2,229</td><td>1,613</td><td>616</td><td>1,490</td><td>1,140</td><td>350</td></tr><tr><td>17年</td><td>2,049</td><td>1,579</td><td>470</td><td>1,336</td><td>1,024</td><td>312</td></tr></table> ○ 要保護女子に対する相談、保護の実施(厚生労働省 昭和31年～) 婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた相談実人員 17年度:73,058人、18年度:75,377人	児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況								件 数			人 員			計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ	18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350	17年	2,049	1,579	470	1,336	1,024	312	○ 引き続き、児童買春・児童ポルノ法に基づく児童買春事犯の取締りを推進(警察庁) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)
児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況																																						
	件 数			人 員																																		
	計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ																																
18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350																																
17年	2,049	1,579	470	1,336	1,024	312																																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	○社会復帰支援の充実 ③売春を行ったために保護観察に付された女性に対しては、社会の中で通常の生活をさせながら、必要な指導等や就職の援助、生活環境の調整等を行うことにより、再び売春を行うことのないよう社会復帰を支援する。また、刑務所、少年院及び婦人補導院における矯正教育の一層の充実に努める。 ○関係機関との連携の強化 ④搾取を伴う売春の被害者の保護及び社会復帰支援については、婦人相談所と関係機関との連携を強化する。	法務省 警察庁、厚生労働省	○ 刑事施設においては、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、受刑者個々の特性や問題性等を踏まえた個別の処遇計画に基づき、本人の改善更生、円滑な社会復帰に必要な改善指導、就労支援等を実施。(法務省) ○ 少年院においては、異性問題等に関する個別指導や集団指導を適宜組み合わせながら、少年一人ひとりの問題性に応じた矯正教育を実施。(法務省) ○ 婦人補導院においては、個別の指導計画に基づき、生活指導、職業補導等を実施することとしている。(法務省) ○ 対象者の特性に即した適切な処遇を拡充し、自立支援や生活環境の調整などを実施。(法務省) ○ 売春等を強要された人身取引被害者であると認められた外国人女性等を、婦人相談所に対し保護依頼を行うに当たっては、担当者と相互に情報交換を行うなど連携を強化するように指導。(警察庁) ○ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ⑦に前掲) 17年度:43都道府県、18年度:44都道府県	○ 引き続き、刑事施設、少年院及び婦人補導院における処遇の充実に努めていく。(法務省) ○ 引き続き、関係機関との連携を強化。(警察庁) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
	○啓発活動の推進 ⑤女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、社会的、倫理的啓発活動や、女性の人権を尊重する啓発活動を推進する。 イ 児童に関する対策の推進 ○児童買春の取締りの強化等 ①児童買春は、児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りに今後とも積極的に取り組むとともに、インターネット異	内閣府、法務省、関係府省 警察庁、法務省	○ 女性に対する暴力をなくす運動(男女共同参画推進本部 毎年 11月12日～25日)(7(1)ア①に前掲) ○ 法務省の人権擁護機関では、人権週間(12月4日～10日)の強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、年間を通じて テレビ・出版物による広報、ポスター・パンフレット等の配布、講演会・座談会等を実施(法務省)(5(3)ア③に前掲) ○ 児童買春・児童ポルノ法に基づく児童買春事犯等の取締り及び被害児童の保護(警察庁)。 ○ 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に基づく警告や是正命令の措置を積極的に講ずることにより不正誘引事犯の取締りの推進及び被害児童の保護。(警察庁) ・出会い系サイトに関係した事件の検挙状況 <table><tr><td>19年上半期</td><td>907件</td></tr><tr><td>18年</td><td>1,915件</td></tr><tr><td>17年</td><td>1,581件</td></tr></table>	19年上半期	907件	18年	1,915件	17年	1,581件	○ 引き続き、女性に対する暴力を根絶するため、積極的に広報啓発を実施。(男女共同参画推進本部) ○ 人権啓発活動を随時実施(法務省) ○ 引き続き、児童買春・児童ポルノ法等に基づく児童ポルノ事犯の取締りを推進し、被害児童の保護を図る。(警察庁) ○ 民間活力を活用してサイバーパトロールを強化するとともに、効率的かつ効果的な捜査を推進。(警察庁) ○ 引き続き、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に基づく不正誘引事犯の取締りを推進。(警察庁)
19年上半期	907件									
18年	1,915件									
17年	1,581件									

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																				
	性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為（児童自身の行為を含む）等の厳正な取締りを行い、児童に対しては、適切な立直り支援に努める。また、事件の捜査・公判の過程において児童の人権及び特性に配慮する。		<table><caption>児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況</caption><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">件数</th><th colspan="3">人員</th></tr><tr><th>計</th><th>児童買春</th><th>児童ポルノ</th><th>計</th><th>児童買春</th><th>児童ポルノ</th></tr><tr><td>18年</td><td>2,229</td><td>1,613</td><td>616</td><td>1,490</td><td>1,140</td><td>350</td></tr><tr><td>17年</td><td>2,049</td><td>1,579</td><td>470</td><td>1,336</td><td>1,024</td><td>312</td></tr></table> <table><caption>出会い系サイト規制法第6条（不正誘引）違反の検挙状況</caption><tr><th>区分</th><th>件数</th><th>人員</th></tr><tr><td>18年</td><td>47</td><td>48</td></tr><tr><td>17年</td><td>18</td><td>17</td></tr></table> ○ 平成18年の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件の通常受理件数は1,792件、起訴件数は1,538件（うち公判請求は670件、略式命令請求は868件）、不起訴件数は133件であり、検察庁においても、積極的に同法を適用し、児童の性的搾取に対して厳正な科刑の実現に努めている。また、平成18年のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反事件の通常受理件数は27件、起訴件数（略式命令請求）は20件、不起訴件数は6件であり、児童に有害な影響を与える行為に対し、厳正な取締りを行うべく、対処している。児童が被害者あるいは関係者となっているこれらの事件の捜査・公判においては、各地方検察庁に配置された被害者支援員が、児童や保護者からの相談等に対応している。また、事案によって、女性捜査官に事案を担当させたり、取調べについては自宅での聴取を実施することや、検察庁への来庁に女性警察官や保護者の同行、送迎を依頼したり、立会いに配慮するなどしている。公判においては、証人への付き添い、遮へい、ビデオリンク方式等の適切な運用のために裁判所に意見を述べるなどして、児童の人権及び特性に配慮した刑事手続の運用に努めている。（法務省）		件数			人員			計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ	18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350	17年	2,049	1,579	470	1,336	1,024	312	区分	件数	人員	18年	47	48	17年	18	17	○ 引き続き、児童の性的搾取に対する厳正な科刑の実現並びに児童の人権及び特性に配慮した刑事手続の運用に努めていく。（法務省）
	件数				人員																																			
	計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ																																		
18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350																																		
17年	2,049	1,579	470	1,336	1,024	312																																		
区分	件数	人員																																						
18年	47	48																																						
17年	18	17																																						

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	○被害児童等に対する適切な対応 ②児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。 ③学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童・生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる。	厚生労働省、警察庁 文部科学省	○被害少年に対して、継続的にカウンセリングを行うなどの支援を実施。また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるように配慮。(警察庁) ○児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施している。(厚生労働省)(7(3)ア⑤に前掲) ○婦人相談所等における心理療法担当職員の配置(厚生労働省 平成14年度～)(7(1)イ③に前掲) 婦人相談所 17年度:31カ所、18年度:33カ所 ○公立中学校7,692校にスクールカウンセラーを配置(文部科学省) (平成18年度実績)	○引き続き、児童買春・児童ポルノ法に基づく児童ポルノ事犯の取締りを推進し、被害児童の保護を実施。(警察庁) ○引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○スクールカウンセラーの配置の拡充予定(文部科学省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	④児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。 ○啓発活動の推進等 ⑤児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切にし、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。	警察庁 警察庁、文部科学省、厚生労働省	○ 相談者が利用しやすいように電話相談窓口やファックスの設置、フリーダイヤルの導入、メールでの相談受理を実施しているほか、少年相談窓口を地域において広く周知するため広報啓発活動を実施。(警察庁) ○ 平成19年2月に携帯電話等のフィルタリングの利用促進に重点を置いた対策を推進するため「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について」(通知)を発出して、非行防止教室やサイバーセキュリティ・カレッジ等への参加を促進。(警察庁 平成19年2月～) ○ 学校で非行防止教室、薬物濫用教室等を開催するとともに、地域住民や少年の保護者が参加する非行問題に関する座談会を開催するなどして、少年非行・犯罪被害の実態や少年警察活動についての理解を促進。(警察庁) ○ 「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料(非行防止教室を中心とした取組)」を作成、各教育委員会・学校等へ配布。(文部科学省、警察庁 平成18年5月) ○ 家庭教育手帳(小学生(高学年)～中学生編)を作成。(文部科学省)	○ 引き続き、少年相談窓口を地域において広く周知するため広報啓発活動を推進。(警察庁) ○ 引き続き、非行防止教室等による少年の規範意識の向上に資する活動及び広報啓発活動を推進。(警察庁) ○ 引き続き、非行防止教室の実施を促進予定。(文部科学省) ○ 引き続き作成予定。(文部科学省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	⑥国民への広報啓発やフィルタリングシステムの普及啓発活動、民間団体と連携した事業者及び出会い系サイトを利用している児童への働きかけなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する。 ⑦旅行業界においては、業界団体及び主要な旅行会社が、平成17年3月、国連児童基金(ユニセフ)等が普及推進する「旅行と観光における性的搾取から子どもを保護する	警察庁 警察庁、外務省、国土交通省、関係府省	○ 都道府県における婦人保護事業の啓蒙普及(講演会、ポスター、リーフレット等)(厚生労働省)(7(1)イ①に前掲) ○ 携帯電話等のフィルタリングの利用促進に重点を置いた対策を推進するため「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について」(通知)を发出。(警察庁 平成19年2月) ○ 警察庁ホームページに出会い系サイトに係る犯罪予防のための情報をわかりやすくまとめたコンテンツを掲載してサイトの危険性等について注意喚起に努めている。(警察庁 平成17年度～) ○ 広報啓発用リーフレットを作成し、都道府県警察を通じて全国の中学生及び高校生対象に配布して出会い系サイトの危険性等について注意喚起。(警察庁) ・広報啓発用リーフレット配布部数 平成19年 1,628,000部 平成18年 1,491,000部 平成17年 890,000部 ○ 「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取に関するセミナー」を開催し、日本国民が国外で犯した児童買春・児童ポルノ事犯の取締りや国際捜査協力を実施。	○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き、児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進。(警察庁) ○ 引き続き、携帯電話等のフィルタリング利用促進を推進。(警察庁) ○ 人身取引(売買春を含む。)に関するポスターを作成し、関係府省と連携して、関係機関に周知する予定。(内閣府) ○ 引き続き、児童買春・児童ポルノ事犯の取締りや国際捜査協力を推進。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	ための行動規範」への参加を表明したところであり、引き続きこのような業界の自主的な取組を促すとともに、関係法令の遵守徹底のための指導、監督を行う。		(警察庁 平成18年11月)	
(5)人身取引への対策の推進	ア 人身取引対策行動計画の積極的な推進 ○関係施策の積極的な推進 ①平成16年12月7日策定の人身取引対策行動計画に沿って、関係施策を積極的に推進する。	内閣官房、関係府省	○ 刑事法制等各種法律の整備、査証発給要件の厳格化、シンポジウムなどを通じた諸外国との情報交換の促進等、人身取引防止・撲滅のための諸施策とともに、被害者保護のための民間シェルターへの予算措置(平成17年度厚労省)や被害者帰国支援のためのIOMへの拠出(平成18年度外務省)などの施策を実施。(内閣官房) ○ 女性に対する暴力をなくす運動(男女共同参画推進本部 毎年 11月12日～25日)(7(1)ア②)に前掲) ○ 人身取引対策についての広報啓発を実施するため、毎年ポスターを作成、全国の関係機関に配布。(内閣府) 18年度 25,500枚 17年度 25,000枚	○ 鋭意努力する。(内閣官房) ○ 引き続き、人身取引に関する広報啓発について、積極的に取組む。(内閣府) ○ 人身取引(売買春を含む。)に関するポスターを作成し、関係機関に周知する予定。(内閣府)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	イ 関係法令の適切な運用 ○関係法令の適切な運用 ①刑法の改正による人身売買罪等の新設、出入国管理	警察庁、法務省	○ 女性に対する暴力に関するシンポジウムにおいて人身取引対策についての基調講演を実施(内閣府 平成17年度) ○ 入国管理局等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な雇用主、仲介業者の取締りを強化し、被害者の早期保護、国内外の人身取引の実体解明を実施。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密に情報交換。(警察庁) ・人身取引事犯の検挙件数・検挙人員 平成17年 81件83人 (被害者は9ヶ国117人を確認) 平成18年 72件78人 (被害者は5ヶ国58人を確認) ○ 入国管理局においては、入管法の一部改正や在留資格「興行」に係る上陸許可基準を定める省令の改正、在留特別許可の適切な運用等による被害者の保護等の取り組みを積極的に実施。(法務省) ○ 婦人相談所における人身取引被害者の保護(厚生労働省 16年度～) 17年度:112人、18年度:35人 ○ 平成18年中においては、刑法に新設された人身売買罪を5事件で適用し、人身売渡し被疑者9人、営利目的の人身買受け被疑者14人を検挙するなど、改正法の適	○ 引き続き、被害者の立場に配慮しながら適切な保護に努めるとともに、悪質雇用主やブローカーに重点を置いた取締りを継続。(警察庁) ○ 引き続き、人身取引の撲滅や被害女性の保護等に向けた取組を一層推進。(法務省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 関係法令を積極的かつ適切に活用し、人身取引に関与するブローカーや悪質雇用主等の検挙に努めるとともに、被害女性の早期発見・保護に取り組む。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	及び難民認定法の改正による人身取引等の被害者の保護等に関する規定の整備を図ることなどを内容とする刑法等の一部を改正する法律の一部を除き平成17年7月12日から施行されたことから、改正法の適切な運用により人身取引の撲滅や被害女性の保護等の取組を一層進める。		切に運用。(警察庁 平成17年～) ○ 平成18年5月に、国際的な問題となっている人身取引等の防止と抑止を違法営業の抑止を図ることを目的とした風営適正化法の一部改正が施行されたことに伴い、通達を発出し、風俗営業等に係る人身取引事案の防止等を実施。(警察庁) ○ 平成17年の刑法等の一部を改正する法律の施行後、平成19年4月までの全国の検察庁における人身売買事件の通常受理件数は31件、起訴件数(公判請求)は25件、不起訴件数は6件であり、改正法を積極的に適用し、悪質な人身売買事犯に対し、厳正な科刑の実現に努めており、国外に存在するブローカーに対する捜査も積極的に推進し、事案の全容解明に努め、関係者の処罰による人身取引事犯の撲滅を推進。(法務省) ○ 入国管理局においては、入管法の一部改正(平成17年7月12日施行)、在留資格「興行」に係る上陸許可基準を定める省令の改正(17年及び18年)をするとともに、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を実施。(法務省) ○ 人身取引事案を認知した場合には、警察庁等の関係機関とも連携し、悪質な雇用主、ブローカー等の摘発や、その背後に潜在する国際犯罪組織の解明を視野に入れ、人身取引事案の撲滅に向けた取組みを一層強化している。平成18年に人身取引の加害者として退去強制(入管法24条第4号ハに該当)した外国人は、フィリピン人3名、タイ人1名の計4名であった(いずれも女性)。なお、平成17年にはフィリピン人女性1名を退去強制。(法務省) ○ 在留特別許可の適切な運用により被害者の保護に努めるとともに、関係行政機関等と緊密に連携した帰国支援を実施。(法務省)	○ 引き続き、人身取引の撲滅や被害女性の保護等に向けた取組を一層推進。(法務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																																																		
	②外国人ホステス等の在留資格等の確認を風俗営業等の営業者に義務づけるなどの人身取引の防止対策等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律が平成17年11月に公布されたことから、人身取引の防止に向け、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適切な運用に努める。 ③人身取引を防止するため、出入国管理の強化等に努め	警察庁、法務省 警察庁、法務省	<table><tr><td colspan="7">人身取引の被害者数(平成17年及び18年)</td></tr><tr><td rowspan="3">国籍</td><td colspan="4">処理状況</td><td colspan="2">合計</td></tr><tr><td colspan="2">正規在留</td><td colspan="2">在留特別許可</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>平成17年</td><td>平成18年</td><td>平成17年</td><td>平成18年</td><td>平成17年</td><td>平成18年</td></tr><tr><td>フィリピン</td><td>25</td><td>19</td><td>22</td><td>10</td><td>47</td><td>29</td></tr><tr><td>インドネシア</td><td>37</td><td>0</td><td>4</td><td>14</td><td>41</td><td>14</td></tr><tr><td>タイ</td><td>0</td><td>1</td><td>17</td><td>2</td><td>17</td><td>3</td></tr><tr><td>コロンビア</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td></tr><tr><td>ルーマニア</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td></tr><tr><td>中国</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>韓国</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>総数</td><td>68</td><td>20</td><td>47</td><td>27</td><td>115</td><td>47</td></tr></table> (注1) 平成17年の正規在留者68人の在留資格は「興行」である。 (注2) 平成18年の正規在留者20人の在留資格は、「興行」18人、「短期滞在」2人である。 ○ 平成18年中(5/1～12/31)においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の一部改正された外国人ホステス等の在留資格等の確認義務違反を適用し、50件を検挙(検挙人員60人)。(警察庁 平成18年～)(7(5)イ②に前掲) ○ 平成18年の風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律違反事件の通常受理件数は4,814件、起訴件数は3,304件(うち公判請求266件、略式命令請求3,038件)、不起訴件数は1,312件。 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律違反の件数は、「風営法改正部分」以外のものも含んだ数字である。(法務省) ○ 人身取引を防止するため、被疑者に対しては、刑法(人身売買罪、脅迫、強要)、売春防止法、出入国管理及び難民認定法、風俗営業等の規制及び業務の適正	人身取引の被害者数(平成17年及び18年)							国籍	処理状況				合計		正規在留		在留特別許可				平成17年	平成18年	平成17年	平成18年	平成17年	平成18年	フィリピン	25	19	22	10	47	29	インドネシア	37	0	4	14	41	14	タイ	0	1	17	2	17	3	コロンビア	0	0	4	0	4	0	ルーマニア	4	0	0	0	4	0	中国	2	0	0	0	2	0	韓国	0	0	0	1	0	1	総数	68	20	47	27	115	47	○ 引き続き、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適切な運用に努め、人身取引事犯の防止を実施。(警察庁) ○ 引き続き、刑罰法令を厳格に適用し、人身取引被疑者の取締りに努める。(警察庁)
人身取引の被害者数(平成17年及び18年)																																																																																						
国籍	処理状況				合計																																																																																	
	正規在留		在留特別許可																																																																																			
	平成17年	平成18年	平成17年	平成18年	平成17年	平成18年																																																																																
フィリピン	25	19	22	10	47	29																																																																																
インドネシア	37	0	4	14	41	14																																																																																
タイ	0	1	17	2	17	3																																																																																
コロンビア	0	0	4	0	4	0																																																																																
ルーマニア	4	0	0	0	4	0																																																																																
中国	2	0	0	0	2	0																																																																																
韓国	0	0	0	1	0	1																																																																																
総数	68	20	47	27	115	47																																																																																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	るとともに、加害者に対しては、刑罰法令を厳格に適用し、取締りの徹底に努める。また、被害者に対しては、その立場に十分配慮しつつ、法を適切に運用し、保護に努める。		化に関する法律、児童福祉法、職業安定法等の法令を厳格に適用し、重罰が課されるように努めている。(警察庁) ○ 人身取引被害者である外国人女性は、ブローカー等から、警察に保護を求めれば、母国に残した家族に危害を加えると脅かされたりしており、警察に正しく被害を申告しない者も多いため、被害者からの事情聴取に当たっては、できる限り、女性職員や母国語を解する職員を充てるなど、被害者が安心して被害の実情やブローカーについて申告することができるように努めている。(警察庁) ○ 入国管理局においては、入管法の一部改正(平成17年7月12日施行)、在留資格「興行」に係る上陸許可基準を定める省令の改正(17年及び18年)をするとともに、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進。(法務省) ○ 人身取引の防止策として、不法残留者が多く発生している出身国別にデータを分析し、上陸審査を強化するとともに、空港の直行通過区域(トランジットエリア)におけるパトロール活動を行い、不審者の監視・摘発に努めている。また、外国の空港にリエゾン・オフィサー(連絡渉外官)として偽変造文書鑑識のエキスパートを派遣するなど、水際対策を積極的に行っている。また、人身取引被害者、加害者等に関するデータを収集して集約・共有を図り、各地方入国管理官署において同データを活用することにより、厳格な審査、積極的な摘発を推進。(法務省) ○ 人身取引事案を認知した場合には、警察庁等の関係機関とも連携し、悪質な雇用主、ブローカー等の摘発や、その背後に潜在する国際犯罪組織の解明を視野に入れ、人身取引事案の撲滅に向けた取組みを一層強化している。平成18年に人身取引の加害者として退去強制(入管法24条第4号ハに該当)した外国人は、	○ 被害者の立場に配慮しながら適切な保護に努めるとともに、悪質雇用主やブローカーに重点を置いた取り締りを継続する。(警察庁) ○ 引き続き、人身取引の撲滅や被害女性の保護等に向けた取組を一層推進する。(法務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																																																
			フィリピン人3名、タイ人1名の計4名であった(いずれも女性)。なお、平成17年にはフィリピン人女性1名を退去強制。(法務省) ○ 在留特別許可の適切な運用により被害者の保護に努めるとともに、関係行政機関等と緊密に連携した帰国支援を実施。(法務省) <table><tr><td colspan="7">人身取引の被害者数(平成17年及び18年)</td></tr><tr><td rowspan="3">国籍</td><td colspan="4">処理状況</td><td colspan="2">合計</td></tr><tr><td colspan="2">正規在留</td><td colspan="2">在留特別許可</td><td rowspan="2">平成17年</td><td rowspan="2">平成18年</td></tr><tr><td>平成17年</td><td>平成18年</td><td>平成17年</td><td>平成18年</td></tr><tr><td>フィリピン</td><td>25</td><td>19</td><td>22</td><td>10</td><td>47</td><td>29</td></tr><tr><td>インドネシア</td><td>37</td><td>0</td><td>4</td><td>14</td><td>41</td><td>14</td></tr><tr><td>タイ</td><td>0</td><td>1</td><td>17</td><td>2</td><td>17</td><td>3</td></tr><tr><td>コロンビア</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td></tr><tr><td>ルーマニア</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td></tr><tr><td>中国</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>韓国</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>総数</td><td>68</td><td>20</td><td>47</td><td>27</td><td>115</td><td>47</td></tr></table> (注1) 平成17年の正規在留者68人の在留資格は「興行」である。 (注2) 平成18年の正規在留者20人の在留資格は、「興行」18人、「短期滞在」2人である。 ○ 平成17年の刑法等の一部を改正する法律の施行後、平成19年4月までの全国の検察庁における人身売買事件の通常受理件数は31件、起訴件数(公判請求)は25件、不起訴件数は6件であり、積極的に改正法を適用するよう努めている。(法務省) ○ 事件の捜査・公判においては、被害者の人権及び特性に配慮した刑事手続の運用に努めており、例えば、捜査段階においては、被害者からの事情聴取が必要な場合、シェルターにおいて事情聴取を実施。(法務省) ○ なお、検察職員に対しては、その経験や能力等に応じて、犯罪被害者の保護・支援、人身取引被害者に対する配慮等に関する研修を実施するなどして、被害者の	人身取引の被害者数(平成17年及び18年)							国籍	処理状況				合計		正規在留		在留特別許可		平成17年	平成18年	平成17年	平成18年	平成17年	平成18年	フィリピン	25	19	22	10	47	29	インドネシア	37	0	4	14	41	14	タイ	0	1	17	2	17	3	コロンビア	0	0	4	0	4	0	ルーマニア	4	0	0	0	4	0	中国	2	0	0	0	2	0	韓国	0	0	0	1	0	1	総数	68	20	47	27	115	47	
人身取引の被害者数(平成17年及び18年)																																																																																				
国籍	処理状況				合計																																																																															
	正規在留		在留特別許可		平成17年	平成18年																																																																														
	平成17年	平成18年	平成17年	平成18年																																																																																
フィリピン	25	19	22	10	47	29																																																																														
インドネシア	37	0	4	14	41	14																																																																														
タイ	0	1	17	2	17	3																																																																														
コロンビア	0	0	4	0	4	0																																																																														
ルーマニア	4	0	0	0	4	0																																																																														
中国	2	0	0	0	2	0																																																																														
韓国	0	0	0	1	0	1																																																																														
総数	68	20	47	27	115	47																																																																														

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	ウ 被害者の立場に立った適切な対処の推進 ○被害者の保護及び医療支援 ①婦人相談所においては、必要に応じ適切に被害者の保護を行うとともに、従来の実績、所在地の秘匿性等から、民間シェルター等において、より適切な保護が見込まれる場合等には、人身取引被害者について、一時保護委託を実施する。 ②被害者は、長期間劣悪な環境下で性風俗営業等での労働を強いられて健康を害している者も多いことから、無料低額の医療が円滑に受けられるようにする。	厚生労働省 厚生労働省	立場、心情等に配慮。(法務省) ○ 人身取引被害者の一時保護委託の実施(厚生労働省 平成17年度～) ○ 婦人相談所における人身取引被害者の保護(厚生労働省 平成16年度～)(7(5)ア①に前掲) 17年度:112人、18年度:35人 ○ 被害者に対する医療の確保を図るため、無料低額診療事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。)を行う施設の積極的活用を図ることが必要。また、平成17年3月8日に厚生労働省社会・援護局総務課長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業における人身取引被害者等の取扱いについて」を发出。(厚生労働省)	○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	○関係諸制度の弾力的な運用等 ③退去強制事由に該当する人身取引被害者で速やかな帰国を希望する者については、婦人相談所又は民間シェルターに入居したまま退去強制手続を執って出国を可能とするような方法を検討するほか、国費送還についても弾力的な運用を図る。また、在留の継続が必要な場合は、生命身体への危険が認められないときには婦人相談所又は民間シェルターへの入居を依頼するなど、事案に応じた臨機応変な連携体制を確保する。 ④被害者に対しては、必要に応じて、在留資格の変更、	法務省、厚生労働省 法務省	○入国管理局においては、人身取引の被害者の保護の観点から、被害者を認知したときは、婦人相談所、民間シェルター等の保護施設に保護を要請し、その者が退去強制事由に該当すると認められるときでも、身柄を収容することなく退去強制手続を進めることとしており、また、関係行政機関等と緊密に連携した帰国支援を行うなど、関係機関と協力しながら、適切に対応。（法務省） ○人身取引被害者の一時保護委託の実施（厚生労働省17年度～）（7（5）ウ①に前掲） ○婦人相談所における人身取引被害者の保護（厚生労働省 16年度～）（7（5）ア①に前掲） 17年度：112人、18年度：35人 ○入国管理局においては、人身取引の被害者から在留資格の変更又は在留期間の更新の申請があった場合には、被害者の状況等、個々の事情を勘案しながら、	○引き続き、人身取引被害者の保護等に向けた取組を一層推進。（法務省、厚生労働省） ○引き続き当該施策を実施（厚生労働省） ○引き続き当該施策を実施（厚生労働省） ○引き続き、人身取引被害者の保護等に向けた取組を一層推進。（法務省）

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	在留期間の更新又は仮放免等を許可するなどして被害者の保護に努める一方、在留資格のない被害者については、在留を特別に許可することにより、その法的地位の安定を図る。 ○外国語への対応 ⑤日本語が十分に理解できない被害者に対し、我が国の人身取引対策、特に被害者保護のための取組を周知するため、外国語のパンフレットの作成等工夫をこらした広報を行う。 ⑥日本語が十分に理解できない被害者に対し、民間団体	内閣府、法務省 法務省、厚生労働省	被害者の保護を念頭に、適切に対応することとしている。被害者が退去強制事由に該当する場合でも、その者の立場を十分に配慮しながら、その者の希望を踏まえ、在留特別許可により正規に滞在できるようにするなど適切に対応。(法務省) ○ 法務省のホームページにおいて、日本語が十分に理解できない被害者のために、英語や中国語の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」の連絡先等を掲載している。また、内閣府のホームページにおいても「外国人のための人権相談所」にリンクし、情報提供。(内閣府、法務省) ○ 人権啓発冊子「人権の擁護」の英語版を法務省ホームページに掲載(法務省) ○ 入国管理局においては、関係省庁と協力しながら、タイ語、タガログ語、スペイン語等10ヶ国語で記載されたリーフレットを関係機関等に配布するなどして、人身取引の被害者に我が国の取組が周知されるよう取り組み。(法務省) ○ 入国管理局においては、被害者への事情聴取等において、在日大使館等の関係機関の協力を得ながら、被害者の母国語の通訳を介して意思の疎通を図るなど、	○ 今後も引き続き実施(内閣府、法務省) ○ 「人権の擁護」英語版の更新を実施(法務省) ○ 引き続き、関係省庁等とともに、人身取引防止・撲滅、被害者保護に向けて、積極的な広報活動を実施。(内閣府、法務省) ○ 引き続き、通訳の確保等、適切な対応を行う。(法務省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	と連携する等通訳の確保に配慮する。 エ 調査研究等の推進 ○調査研究等の推進 ①独立行政法人国立女性教育会館その他の機関においては、人身取引の防止を図る観点から必要な調査研究・教材の開発等を行う。	文部科学省、関係府省	適切に対応。(法務省) ○ 人身取引被害者の一時保護委託の実施(厚生労働省 平成17年度～)(7(5)ウ①に前掲) ○ 婦人相談所における通訳の確保(厚生労働省) ○ 独立行政法人国立女性教育会館では、17年度～18年度に「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」を実施し、その結果に基づき19年度から教材および啓発プログラムの開発を開始。(文部科学省 平成17年度～)	○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施(厚生労働省) ○ 引き続き実施予定。(文部科学省)
(6)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進 ○企業等における対策 ①男女雇用機会均等法のセクシュアル・ハラスメントに関	厚生労働省	○ 企業の取組の改善を促すため、セクシュアルハラスメント防止対策自主点検表(パンフレット)を作成・配布(厚生労働省 平成14年度～)(3(1)ウ①に前掲)	○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																		
	する規定に基づき、セクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主等の認識を高め、防止対策の徹底を図る。 ②パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正指導、及び専門的な知識、技術を持ったセクシュアルハラスメントカウンセラーの活用等により、適切な相談対応等を引き続き行う。	厚生労働省	○ セクシュアルハラスメントを防止するための具体的ノウハウを提供する実践講習の事業を実施(厚生労働省)(3(1)ウ①に前掲) 実践講習参加人数 (人) <table><tr><td>17年度</td><td>18年度</td></tr><tr><td>5,771</td><td>5,429</td></tr></table> ○ パンフレットを配布し、企業等への周知啓発を実施(厚生労働省)(3(1)ウ①に前掲) ○ 相談体制の充実のためセクシュアル・ハラスメント相談員を設置(厚生労働省 平成12年度～)(3(1)ウ①に前掲) 相談件数(内数は女性労働者等) (件) <table><tr><td>17年度</td><td>18年度</td></tr><tr><td>7,894(6,505)</td><td>11,102(7,790)</td></tr></table> セクシュアル・ハラスメント相談員数 <table><tr><td>17年度</td><td>18年度</td><td>19年度</td></tr><tr><td>47人</td><td>47人</td><td>75人</td></tr></table> ※18年度まではセクシュアルハラスメント・カウンセラー ○ セクシュアルハラスメントの防止対策を講じてない企業等に対して行政指導を実施(厚生労働省)(3(1)ウ①に前掲) 雇用均等室における是正指導件数 (件) <table><tr><td>17年度</td><td>18年度</td></tr><tr><td>4,587</td><td>4,912</td></tr></table>	17年度	18年度	5,771	5,429	17年度	18年度	7,894(6,505)	11,102(7,790)	17年度	18年度	19年度	47人	47人	75人	17年度	18年度	4,587	4,912	○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省) ○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)
17年度	18年度																					
5,771	5,429																					
17年度	18年度																					
7,894(6,505)	11,102(7,790)																					
17年度	18年度	19年度																				
47人	47人	75人																				
17年度	18年度																					
4,587	4,912																					

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定													
	③周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにするとともに、被害者が安心して相談でき、相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積極的な研修を実施することなどにつき、企業に対する啓発を行う。 ○国家公務員についての対策 ④男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、人事院規則10－10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)(平成10年11月、人事院規則)及び人事院規則10－10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)の運用について	厚生労働省 全府省	○雇用均等室における是正指導件数(厚生労働省) <table><tr><th>17年度</th><th>18年度</th></tr><tr><td>4,587件</td><td>4,912件</td></tr></table> ○都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数(厚生労働省) <table><tr><th>年 度</th><th>件 数</th><th>うち女性労働者等</th></tr><tr><td>17年度</td><td>7,894</td><td>6,505</td></tr><tr><td>18年度</td><td>11,102</td><td>7,790</td></tr></table> ○女性に対する暴力をなくす運動の実施(男女共同参画推進本部 毎年 11月12日～25日)(7(1)ア①に前掲) ○職員に対し、パンフレットの配布や研修の実施を通じ、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための取組を推進。	17年度	18年度	4,587件	4,912件	年 度	件 数	うち女性労働者等	17年度	7,894	6,505	18年度	11,102	7,790	○引き続き実施 ○引き続き実施
17年度	18年度																
4,587件	4,912件																
年 度	件 数	うち女性労働者等															
17年度	7,894	6,505															
18年度	11,102	7,790															

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	(平成10年11月、人事院事務総長通知)等に基づき、研修等の防止対策をより組織的、効果的に推進する。 イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進 ○教育の場における対策 ①国公立学校等に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底を行う。	文部科学省	○ 国立大学法人に対し、人事院規則等の改正を受け、「文部科学省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」の改正を行ったことについて周知。(文部科学省 平成19年度) ○ 各都道府県私立学校担当者、学校法人関係者に対しセクシュアル・ハラスメントの防止について各種会議において周知。(文部科学省) ○ 男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働省告示第20	○ 引き続き周知を図っていく予定。(文部科学省) ○ 引き続き指導予定。(文部科学省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	②大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう努める。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底に努める。	文部科学省	号)に従い、公立学校等において性的な言動に起因する問題に関して適正な職場管理が確保されるよう、任命権者に適切な対策を講じるよう指導。(文部科学省) ○ 教員の学生に対するセクシャル・ハラスメントの防止のための全学的な調査・対策機関を設置している大学：平成17年度609大学(約85%) ○ 教員に対して、学内におけるセクシャル・ハラスメントの防止のための対策を全学的に実施している大学：平成17年度602大学(約84%)(文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(平成17年度)」より) ○ 平成18年1月24日に開催された『平成17年度学校法人の運営等に関する協議会』において、「大学における多様な人材の採用等について」及び「大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について」の通知を配布し周知。(文部科学省)(7(6)イ②に前掲) ○ 教員の学生に対するセクシャル・ハラスメントの防止のための全学的な調査・対策機関を設置している大学：平成17年度609大学(約85%)(文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(平成17年度)」より)(7(6)①アに前掲) ○ 教員に対して、学内におけるセクシャル・ハラスメントの防止のための対策を全学的に実施している大学：平成17年度602大学(約84%)(文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(平成17年度)」より)(7(6)①アに前掲)	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	③教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童・生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備等を推進する。	文部科学省	○ 毎年、教育職員に係る懲戒処分状況を調査・公表し、任命権者に対して、教育職員の服務規律の一層の確保を図るよう指導。(文部科学省) ○ 被害者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処する体制の整備について、各教育委員会に指導。(文部科学省)	○ 引き続き指導予定。(文部科学省) ○ 引き続き指導予定。(文部科学省)
	④セクシュアル・ハラスメントを行った教職員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対応を行う。また、懲戒処分については、再発防止の観点から、被害者のプライバシーを考慮しつつ、その公表について検討する。	文部科学省	○ 児童生徒に対するわいせつ行為等は、教育職員として絶対に許されないことであり、そのような行為を行った教職員に対しては、原則懲戒免職とする等、厳正な対応をするよう任命権者に通知。処分の際に児童生徒が関係している場合には、プライバシー保護に十分注意するよう、併せて指導。(文部科学省) ○ 懲戒処分の厳正な運用や不祥事抑止のため、任命権者に懲戒処分基準の作成を指導。(文部科学省) ○ 毎年、教育職員に係る懲戒処分状況を調査・公表。(文部科学省)	○ 引き続き指導予定。(文部科学省) ○ 引き続き指導予定。(文部科学省) ○ 引き続き実施予定。(文部科学省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進 ○その他の場における対策 ①スポーツ、文化芸術等の分野における指導者等からのセクシュアル・ハラスメント及び医療・社会福祉その他の施設等におけるセクシュアル・ハラスメントを含むあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努める。	文部科学省、厚生労働省、関係府省	○文化庁所管公益法人に対して、男女共同参画基本計画(第2次)に係る通知を発出し、周知。(文部科学省)	
(7)ストーカー行為等への対策の推進	ア ストーカー行為等への厳正な対処 ○ストーカー行為等への厳正な対処 ①被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法に抵触	警察庁	○ストーカー事案への対応の強化を図るべく、平成17年11月、法の運用を見直し、迅速な警告と適正な取締りを実施。(警察庁)(7(1)イ⑥に前掲)	○引き続き、適正な取締りを実施。(警察庁)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																	
	する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置等を徹底する。 イ 被害者等の支援及び防犯対策 ○被害者の支援及び防犯対策 ①ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政機関・団体との連携を強化して、効果的な被害者支援及び防犯対策を推進する。	警察庁	○ 被害者に対して再度危害が加えられることを未然に防止するため、各都道府県警察に整備された携帯用自動通報装置を被害者に貸出、被害者の不安感の払拭や安全確保を実施。（警察庁） <table><tr><th colspan="3">○ストーカー規制法援助の実施状況</th></tr><tr><th></th><th>平成17年</th><th>平成18年</th></tr><tr><td>被害防止措置の教示</td><td>653</td><td>670</td></tr><tr><td>被害防止交渉に必要な事項の連絡</td><td>122</td><td>81</td></tr><tr><td>行為者の氏名及び連絡先の教示</td><td>55</td><td>62</td></tr><tr><td>被害防止交渉に関する助言</td><td>155</td><td>121</td></tr><tr><td>被害防止活動を行う民間組織の紹介</td><td>23</td><td>14</td></tr><tr><td>被害防止交渉場所としての警察施設の利用</td><td>153</td><td>147</td></tr><tr><td>被害防止に資する物品の教示又は貸出</td><td>476</td><td>409</td></tr><tr><td>警告等を実施した旨の書面の交付</td><td>37</td><td>27</td></tr><tr><td>その他被害防止のための適当な援助</td><td>725</td><td>835</td></tr></table>	○ストーカー規制法援助の実施状況				平成17年	平成18年	被害防止措置の教示	653	670	被害防止交渉に必要な事項の連絡	122	81	行為者の氏名及び連絡先の教示	55	62	被害防止交渉に関する助言	155	121	被害防止活動を行う民間組織の紹介	23	14	被害防止交渉場所としての警察施設の利用	153	147	被害防止に資する物品の教示又は貸出	476	409	警告等を実施した旨の書面の交付	37	27	その他被害防止のための適当な援助	725	835	○ 引き続き、被害者の支援及び防犯対策を実施。（警察庁）
○ストーカー規制法援助の実施状況																																					
	平成17年	平成18年																																			
被害防止措置の教示	653	670																																			
被害防止交渉に必要な事項の連絡	122	81																																			
行為者の氏名及び連絡先の教示	55	62																																			
被害防止交渉に関する助言	155	121																																			
被害防止活動を行う民間組織の紹介	23	14																																			
被害防止交渉場所としての警察施設の利用	153	147																																			
被害防止に資する物品の教示又は貸出	476	409																																			
警告等を実施した旨の書面の交付	37	27																																			
その他被害防止のための適当な援助	725	835																																			

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	○関係者の意識・能力の向上 ②被害者の立場に立ったより適切かつ適正な支援・相談、捜査活動が実施できるように相談員や捜査員の意識の涵養、専門的能力の向上に努める。 ○配偶者からの暴力による被害者の親族等に対する保護 ③配偶者からの暴力の被害者の親族や支援者等についても、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、加害者への警告等を行うことにより、配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のより効果的な保護に努める。	警察庁 警察庁	○ 国民からの相談等に的確に対応するため、警察庁では、ストーカー・配偶者暴力対策専科を毎年実施している。また、「ストーカー対策マニュアル」を作成し、都道府県警察に配布するなどして、専門的能力の向上に配慮。(警察庁) ○ 警察庁において、性犯罪捜査に従事している者等を対象とした全国レベルの専科教養「性犯罪捜査専科」を実施(平成19年度～)(警察庁)(7(1)イ④に前掲) ○ 平成16年1月に発出した通達に基づき、引き続き、配偶者からの暴力事案において、被害者からの親族、支援者等に対する暴行、傷害や脅迫、つきまとい等の行為があるとの相談があった場合は、当該被害者の了解を得た上で、親族、支援者等からの事情聴取を実施するよう努め、親族、支援者等自身からつきまとい等について相談がなされた場合には、当該親族、支援者等に対し、防犯指導等必要な措置を講じるとともに、ストーカー規制法の適用に積極的に検討。(警察庁)(7(2)ウ③に前掲)	○ 引き続き、専科教養を通じて専門的能力の向上等に努める。(警察庁) ○ 引き続き、ストーカー規制法等の積極的活用を実施。(警察庁)

